

や遺跡の特定には至っていない。また、『延喜式』によれば、古代の出羽東山道に蚌方、由理の駅家が置かれていた。駅伝制は律令政府と地方において迅速な情報伝達、交換をするために設けられた緊急通信制度であり、伝馬制とともに古代交通制度の基幹をなした。秋田城跡から出土した漆紙文書の中にも「蚌形(方) 駅家」の記載が確認されている。

また律令制的郡制下の鳥海山北麓地域は、飽海郡の雄波郷(塩越、金浦、平沢付近)、由理郷(西目、本荘、子吉、滝沢付近)、余戸郷(矢島、鳥海付近)の三郷、河辺郡の川合郷(内越、小友、岩谷付近)、中山郷(石沢川流域)、邑知郷(上川大内、下川大内付近)、田部郷(亀田、松ヶ崎付近)の四郷に属していたといわれている。

この頃の鳥海山信仰に関わる資料としては、「続日本紀」等六国史に記録された国家鎮護の山としての鳥海山の記録がある。戦乱や



写真2 木造聖観音菩薩立像

災いがあるとその都度神階を高めて正二位までの位階が付与されたことを知ることができる。また、現地に残る資料としては、にかほ市象潟町にある金峯神社に木造聖観音菩薩立像がある(写真2)。本像は杉材の一木造で像高三六六cmの像である。足先が欠失しているもののいわゆる丈六仏と考えられる。この像が奈曾の白滝を眼前にする金峯神社に安置されることは、水や滝と観音信仰の関わりを深さを示している。よく知られているのが、和歌山県の那智大社の眼前に那智の大滝があり、神社には千手観音が本地仏として祀られていることである。因みに金峯神社の本像が聖観音であるのは、慈覚大師円仁の伝承と関わりがあるのではないかと考えられている。すなわち平安時代前期に慈覚大師円仁が創建した比叡山横川中堂の本尊が左手に未敷蓮華を持つ聖観音像であることと関わりが深いのではないかと考えられ

る研究がある。

(三) 中世

文治五年(一一八九)の奥州合戦以降、多くの関東武士団が移住し地頭に補任されることとなった。秋田郡小鹿島の斑目郷では橘公業、仙北山本郡北部には中原親能、同南部には二階堂行政、雄勝郡には小野寺道(通)綱、平鹿(賀)郡には松葉資(助)宗などの関東御家人が補任されている。由利郡に関しては由利維平が任ぜられたと考える説が一般的であるが、維平が討死した後は、一族を代表して維久が受け継いだとも考えられている。いずれにしても、由利郡では在地の住人がそのまま地頭として残るといふ極めて例外的な措置がとられた。

由利氏の起源については諸説あるが、十一世紀末頃から進んだ在地領主による開発の進展に伴う中世的な郡の一つが由利郡であり、その開発領主的な役割を果たした人物であろうと考えられている。しかしながら、建暦三年(一一二三)の和田合戦において、北条方として参戦したが、和田方の古那保忠が維久の射た矢を拾って射返したため、和田側への寝返りを疑われ由利維久は由利郡の地頭職を剥奪されることとなった。

維久のあとを受けて由利郡地頭職を補任されたのは、信濃守小笠原遠光の娘大式局であった。大式局には実子がいなかったため、甥の大井朝光に由利郡地頭職を譲ったといわれる。朝光は信濃国大井庄を本領とする小笠原長清の七男であった。朝光の動向を直接的に示す史料は現存しないが、父から大井庄を与えられ岩村田館(長野県佐久市)に住んだと伝えられるので、由利郡で直接経営にあたったのではないと考えられている。

鎌倉時代前期は御家人の合議体制を基本とし、執権職を中心として御家人の権利が保護されていた。しかしながら鎌倉時代後期になると北条氏の家督を握る個人(「得宗」)に権利が集中し、その強力な統制下に北条氏の得宗一

門が中央や地方の要職を独占することとなる。このような得宗専制下で由利郡の支配関係は、鎌倉時代前期とは異なる様相となった。霜月騒動(一二八五年)後、小笠原氏は北条氏に接近して得宗家の被官となったといわれる。得宗被官になることにより、地頭職は北条氏のものとなるが、小笠原氏がその地頭代として現地の経営に携わることになり、由利郡の中に北条得宗領が拡大していったと考えられる。にかほ市象潟町にある蛸満寺には北条時頼の廻国伝説が残っているが、これはこの地に北条得宗領が拡大していったことと無関係ではないと考えられる。

鎌倉時代後期から南北朝期にかけて、鳥海山北麓には新たな武士団の進出が確認できる。永仁七年(一二一九)に小早河(川)定平へ、「出羽国由利郡小友村」の領地宛行状が発給された。小早河氏は安芸国沼田新莊棕梨郷(広島県)を本貫地とする武士であるが、北条氏から恩賞として小友村を安堵された。正平十三年(一三五八、北朝年号延文三年)奥羽において南朝方の最高権力者として支配をふるっていた北畠顯信は「由利郡小石郷乙友村」を出羽国一宮である大物忌神社に寄進し、奥羽両国の安泰を祈願する寄進状を発給している(写真3)。「小石郷」は「子吉郷」、「乙友村」は「小友村」と考えられており、由利郡内でも南北朝の動乱の影響が領主の変遷に現れていると考えられている。

室町時代の中期の宝徳元年(一四四九)ころ鳥海山北麓の北部を支配していた小介(助)川氏に対して京都の真言醍醐派の総本山である醍醐寺三宝院が訴えを提出した。その内容は、出羽国赤宇曾が三宝院門跡の領地であるにもかかわらず、年貢等の税を滞納している、というのが三宝院側の言い分である。



写真3 北畠顯信寄進状

立直は三宝院からの討えに対して、これまで年貢を納めたことはなく承服できない旨を小野寺家道を通じて幕府に回答している。戦国時代になると「由利衆」もしくは「由利之面々」と呼ばれる在地領主が支配を強めることとなった(図2)。天正十五年(一五八七)十月二十二日付けの最上義光書状の中では「由利十二頭」と記され、江戸時代以後、由利衆の動向を生き生きと描いた『由利十二頭記』が流布することとなった。由利衆としては主に矢島氏、仁賀保氏、赤宇曾(赤尾津)氏、湯保氏、打越氏、子吉氏、下村氏、玉米氏、鮎川氏、石沢氏、滝沢氏、岩屋氏、羽川氏、芹田氏、



図2 由利衆と周辺領主たち



写真4 十二神将像のうち【毘羯羅大将(子神)】

查沢氏、根井(彌々井)氏などがあげられるが、資料によって数え方が異なり、十二の氏ではなく鳥海山の本地と言われる薬師如来の前立としての十二神将にちなんだ位置づけられたとする見解がある(写真4)。

三宝院は鳥海山北麓の修験道に関わりの大きい当山派の本山であり、赤宇曾がその門跡の領地であるという主張は、当山派の伝播を考える上でも興味深い事実である。ただし、このとき、小介川

(四) 近世

天正十八年(一五九〇)七月、小田原の北条氏を降伏させた豊臣秀吉は、同年の八月に入ると奥羽仕置の置目を下して、検地や刀狩などを命じた。庄内・由利・仙北の仕置は上杉景勝を代官として実施された。結果鳥海山北麓の地域は、由利五人衆と呼ばれた赤宇曾(小介川)氏、仁賀保氏、滝沢氏、岩屋氏、打越氏の五氏に多くの知行地や太閤蔵入地と呼ばれる直轄地が設定された。この五氏を核として他の由利衆を把握するという知行の仕方がとられていった。

慶長五年(一六〇〇)、「天下分け目」と評された関ヶ原合戦がおこると、奥羽では徳川家康を中心に構成された東軍に付いた伊達政宗・最上義光らと、石田三成らを中心に構成された西軍に付いた上杉景勝らとの衝突が各地で見られ、鳥海山北麓地域もその争乱に巻き込まれることとなった。その結果、最上氏の家老職をつとめた滝沢氏と、最上氏の軍勢の一員として働いた岩屋氏は由利郡内に所領を宛行れたが、赤宇曾氏は改易の処分、仁賀保氏は常陸国武田、打越氏は常陸国新宮に移されることとなった。そして、由利を支配したのは最上義光で、その家臣楯岡満茂は本荘に城を築き城下町を形成した。しかしながら元和八年(一六二二)に最上氏が改易されると翌年六郷政乗が本荘藩二万石、岩城吉隆が亀田藩二万石、仁賀保が一萬石、打越光隆が矢島に三千石を与えられ、鳥海山北麓の近世的支配が確立することとなった。

この後、仁賀保氏は寛永元年(一六二四)に当主孝誠の死によって領地を分割し、一部は天領となった。また、打越氏は寛永十一年(一六三四)当主光久が跡継ぎのないまま死去すると所領は没収され幕領に編入された。矢島には寛永十七年(一六四〇)に讃岐から生駒氏が転封となり、二代高清のときに分地され以後交代寄合の家柄として続いた。

近世における鳥海山北麓の歴史と文化を考える上で不可欠となる事象の

一つが地震と鳥海山の噴火である。とりわけ、文化元年(一八〇四)の象潟地震は鳥海山麓を震源とする大地震で、各領主から幕府に報告した資料によるとその被害は、潰家七二六軒余り、死者三六六名といわれている。この地震によって象潟は最大で一・八mが隆起し「八十八潟九十九島」とうたわれた象潟の景観(写真5)は一変して陸地と化した。鳥海山噴火については、万治二年(一六五九)、元文五年(一七四〇)、享和元年(一八〇一)の三回にわたり噴火の記録が残っている。

近世の鳥海山信仰は薬師信仰が濃密である点に特徴がある。中世後期以降熊野信仰が東北地方に伝播していく中でこうした傾向が大きくなる。永禄四年(一五六一)の紀年銘を持つ薬師堂宮殿も中世後期の薬師信仰との関連をうかがえる。また、鳥海山の本地仏が薬師如来であることについては、各地に残る鳥海山の由緒を記した縁起類からも明確である。また、各地に残る本地仏に薬師如来や日光・月光菩薩像、十二神将像などが多いこともその証左と考える。さらには、鳥海山の登山道のひとつである矢島口の二合目にあつたとされる新山堂には享和元年(一八〇一)矢島領主生駒親章の揮毫による「薬師堂」の扁額があり(写真6)、新山堂には薬師如来像が安置されていたといわれている。

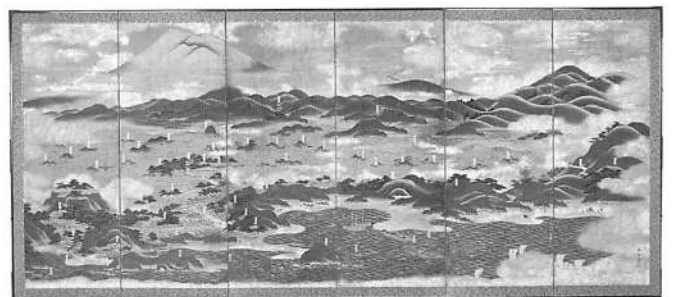


写真5 紙本着色象潟図屏風(右隻)



写真6 薬師堂社額

(五) 近現代

明治維新によって江戸時代の幕藩体制から、新しい時代へと変化をしていく中で、明治三年（一八七〇）新政府は藩制の改革を布告した。これによって江戸時代の本荘領は本荘藩に、亀田領は亀田藩に、矢島領は矢島藩になるが、翌年には廃藩置県の詔が出され、本荘県、亀田県、矢島県が成立することとなる。しかしながら同年十一月には全国的に県の改廃が実施され、前に記した三県は秋田県に統合されることとなり、現在の体制へとつながってゆくことになる。

近代における鳥海山北麓の歴史と文化を概観する上で、特筆すべきは

明治二十年代から三十年代にかけて由利郡内で「乾田馬耕」が普及したことである（写真7）。由利郡内では明治二十年代の初めまで湿田がほ



写真7 乾田馬耕碑
由利本荘市吉沢（旧由利町）

とんどであったが、稲刈り前に水田の水を落として乾燥させ、春は乾燥した田を馬の力で耕す農法である。これにより刈り取り時に稲が腐敗するのを防ぐだけではなく生産性や品質も向上した。由利郡では馬耕技術を隣県の庄内地方から取り入れたが、その技術の移入に尽力したのが由利郡農会のリーダーとして活躍した斎藤字一郎であった。乾田馬耕の導入に伴い、資金力に乏しい小作農民にも指導と支援にあたり、結果として米の収穫が増え、農民の生活は安定してきた。

第二次大戦後は、農地改革という民主化政策によって戦前の農村社会の土台を支えていた地主小作関係を解体し、自作農民の育成・強化が目指された。旧本荘地域の町村の場合では昭和二十七年十二月までには平均自作率が約三四%から約九一%まで上昇し、徹底した農地解放が行われた。結果として小作負担から解放され、自分の土地を所有し耕作するというスタイルが

定着することとなった。こうした変化は、農民に生活の余裕とゆとりを与えることとなり、結果として民俗芸能を伝承する基盤が強化されることとなった。

昭和三十年代後半から四十年代にかけて、農業の機械化が進行してくる。田を耕すのに牛馬から動力耕耘機が使用され、さらには稲刈りも機械化され動力刈取機、さらに五十年代になると刈取と同時に脱穀を行うコンバインや、田植も機械化されてきた。こうした機械化は農作業時間を短縮することとなったが、一方では兼業化が進むとともに、農業人口を減少させることとなった。結果として、これまでは地域社会にとって共通の休み日であるさなぶりなどの農閑期が共通ではなくなり、民俗芸能の伝承に変化が生ずることとなった。また、仕事を求めて都市部に人口が集中し、農村部では少子高齢化現象が進行し、民俗芸能の伝承者が不足する地域も見られるようになった。



写真8 大教院参詣者名簿

近現代において鳥海山と人びとの関わりを示す資料は必ずしも多くはないが、由利本荘市矢島町や鳥海町には鳥海山への参詣者名簿が残っている（写真8）。秋田県のみならず、岩手県、青森県、宮城県、山形県など広域から鳥海山へ多くの人々が参詣したことを知ることができる。現在残る参詣者名簿からは、大正末までは岩手県西部からの参詣者が七割を超えるという状況にあった。

（高橋 正）

第二節 鳥海山北麓の修験道信仰

(一) 鳥海山の修験信仰

鳥海山における修験道は近世に確立したといつてよい。

凡そ、近世以前の鳥海山信仰は、最も早い時期が承和五年（八三八）五月の『続日本後紀』の記事による、出羽国大物忌神に正五位下が授けられたというものである。それは古代において、鳥海山上に鎮座する大物忌神が地域や国家の異変に際して予兆を示すとみられ、早くから中央に知られていたからでもあった。この頃ちようど出羽国や陸奥などの今の北東方は蝦夷との戦乱が頻繁に起こり、大和国から兵や軍が送り込まれ戦乱に明け暮れていたらしく、その時、鳥海山の噴火や石鏃を降らせるなど不思議な事象が起こることにより、実は大物忌神が知らせてくれるのだと信じられていたのであった。一方で、戦など戦乱に陥ることは一種の穢れだと感じられ、鳥海山を大物忌神として崇めることにより、穢れを除去できると信じられたのである。それを端的に示す資料に『日本三代実録』があり、仁和元年（八八五）九月の記事には「六月には秋田城や飽海郡神宮寺西浜に石鏃が降り、陰陽寮は凶狄陰謀兵乱のことあるべし」という官吏に関わる陰陽師の占いにも示されるぐらいであった。それより少し前には、鳥海山の噴火があつて、これは山を穢したことによるもので、怒りを発して噴火した神の鎮めとして鎮謝の法を祈祷したことも記されているのである。こうした大物忌神の信仰は、古神道的な触穢思想が東国の奥地にも浸透し、神道思想の世界では貴族社会との思想の上で結合することがあつたのであろう。その結果、中央国家から神階を次々に授けられ、天慶二年（九三九）四月十九日にはついに正二位まで叙位された（『本朝世紀』）特別な山であつたことは確かなことであつた。

鳥海山の祭神を大物忌神とすることは『延喜式』神名帳の記載でも明らか

であつたが、その一方で近世になると伴信友の『神名帳考証』によるように、祭神を「倉稲魂神」とする見方もあつた。それまでは、鳥海山異変（噴火など）はこの神が嫌う、国家騒乱の兆しが神の嫌う穢れとみなして、大物忌神が怒りを発したと捉えられたもので、弘仁年中（八一〇〜八二四）の噴火が極めて具体的であつた。即ち鳥海山の噴火は、山頂からの十丈にも余る大蛇が二匹、相連なつて海に出て、小蛇が多数その後を追つていった、というのである。まさに火山の火砕流が巨大であつて、止めようもなく海に流れ出た様子を大蛇、小蛇に見立てたものに違いなかった。その背景には鳥海山に住むという龍神、即ち水ノ神の信仰が潜んでいたと思われる。こうした龍神伝承による水神信仰は後の鳥海山の祭神を農業神の倉稲魂神、穀霊神とする信仰に収斂していくのだった、とみられよう。ともあれ、山の噴火と国家騒乱の奇禍が結びつけられ、それは山を穢したことによる神の怒りによるものと関連付けられたのであろう。

中世になると仏教思想が暫時東北辺地にも波及し、それらの影響により神仏習合思想がこの鳥海山にも及んでいる。正平十三年（一三五八）には「大菩薩」号、永正七年（一五一〇）は「大明神」号がみられ、鎌倉幕府が起こると大物忌神社は関東御祈祷所なつたとされ、幕府や將軍に天下太平、武運長久を祈るといふ、御家人に準じて幕府から庇護を受けるようになった。つまり、国家との関わりは中世になつても続いてその存在が示されていたのである。しかし、この時点ではまだ「鳥海山」の名はみえず、これまでの資料よれば、暦応五年（一三四二）七月に大物忌神の山に奉納された鰐口によつて、初めて鳥海山の名が出てくるのである。この鰐口は修験関係の堂宇に掛けられるのが通例であることから、この時点では修験者が鳥海山と何らかの関わりを持つようになっていた証左だともされている。とすれば、修験衆徒の信仰的関わりが鳥海山にもみられる時期だと捉えてもよいかもしれない。さらに、正平十三年には北畠顯信が鳥海山祭神に、由利郡小石郷乙友村（現

由利本莊市小友)を神領として寄進した文書が遺されている。これからすれば、神領は禄高にも見立てることが出来ることから、古代からの信仰とは別に五穀豊穡といったなかでも稲作に重きが掛けられるように、稲作信仰が加味されていったことが想像できる。中世に端を発するように見受けられる修験の信仰が、その後どのような展開をしてみたのかは、資料に關けることから不明な点が多い。しかし、嘉吉元年(一四四一)には由利の修験宰相公良春のことが出てくるように、修験宗派が何らかの関わりを持って鳥海山と結びつきがあったことも想起される。このようにみれば、中世は依然として鳥海山の修験信仰の胎動を感じ取ることは出来ても、修験宗派が確立したものではなかったのだろう。

もつとも、『鳥海山大権現縁起』(嘉永五年写本・佐藤寛平氏蔵)によると明徳二年(一三九一)に書き上げられたものとして、嘉祥三年(八五〇)六月十五日に役行者が金剛界胎藏界の峰を開山した、とある。それ以前、養老元年(七一七)六月八日には鳥海山龍頭寺の本尊とされる薬師仏は鳥海山上に近い瑠璃の湖水から湧き出る光があつて、それで発見し崇め奉つたものだという。貞観十年(八六八)には聖寶尊師(理源大師)が再興した、とある。そもそもこの縁起をそのまま信ずることは出来ないが、伝承として役行者や理源大師に信仰開山や信仰の再興がはかられたことが仮託されたという想像はつく。それでも、鳥海山の登拝による修験者らや登拝者(信仰者)の逆峰修行であることからみて、中世の早い時期に修験信仰がある程度はもたらされていた、ということだったろう。

『鳥海山大権現縁起』は仁乗上人が書き上げたものとして伝わる。この年代が明徳二年であるという仁乗上人については、京都醍醐寺三宝院に属する修験僧だと伝えられているが、なぜ鳥海山に来たのかも、来歴さえ詳らかではない。『鳥海町史』によると、この縁起は仁乗が鳥海山麓に住み鳥海山開闢に関する由来や登山道と修験の信仰を伝えようとした縁起だとみてい

る。仁乗は、山麓の村々を巡錫して修験道の布教化に勤めるだけでなく、村人の生活にも深く関わり、堰水を通したり、農耕の技を教えるために自ら犁や鋤をとり、法衣を泥と汗にまみれさせながら教え導いたという。晩年は笹子(旧鳥海町)上野宅三山の洞窟で瞑想三昧の生活に入り村里近くで寂していた。村人は没後にその威徳を敬慕して寂滅近くの地に仁乗上人神社を建立して祭る、と述べている。もしこれが史実に近いとしたならば、鳥海山の修験信仰は少なくとも鎌倉時代には存在したことになる。だが依然と確証はない。

近世になると初期の寛永期(一六二四〜四四)には、鳥海信仰を奉じた衆徒(修験・山伏)でもあつた本海行人が伝授したとされる獅子舞番衆がみられるようになる。本海は京都三寶院末の修験者であつたと伝わる。今に、本海が記したという巻物があつたが鳥有に帰してしまつたとされ、幸いその写本が遺されているのが『本海獅子舞』であつた。この獅子舞縁起によれば、「寛永三年七月吉日」「獅子頭先達」「本海行人」の奥付がみられるように、明らかに修験宗を奉じた行者だつたに違いない。だとすれば、この時期には鳥海山は修験信仰の山でもあるということが内外に知られていたとみてよいだろう。

そうしたこともよつて鳥海山の登拝道(登山道)は各地に確立され、少なくとも近世初期には鳥海山では矢島口、小滝口、滝沢口、院内口というものが出来、それぞれ修験衆徒で登拝口を掌握するようになるのであつた。ただ、それらが同じ鳥海山を奉ずる修験であつても系統は一樣のものではなかつた。

こうして近世期を待つかのように、いわゆる鳥海修験と称されるようになり鳥海山を奉ずる修験信仰が極めて盛んとなつていたのである。そもそも平安時代以降、仏教教線の北進によつて山岳宗教としての修験も発達し、それにともない鳥海山も修験信仰が色濃くなつていくにしたがい、ついには鳥

海山登拝口が六口も確立されてくるのだった。すなわち、鳥海山北麓では小滝（現にかほ市）・矢島（現由利本荘市）・滝沢（現由利本荘市）・院内（現にかほ市）の各口が確立され、鳥海山南麓では吹浦口・蔵岡口（山形県遊佐町）が出来、それぞれ明確に修験組織も成立したようである。今のところ、各口の成立時期は確定できないが、それら口によって登拝路と修験衆徒の宗教的組織も固められていったことがわかる。その背景には、この頃、全国で修験衆徒の統率と宗派の独立が盛んに繰り返されるにより、離合集散、対立があったことは知られたことであつた。慶長十九年（一六一四）江戸幕府による本山・立山の二派を認め支配権を付与するなかに、寛永十八年（一六四一）羽黒派修験の独立があり、修験宗派の確執はますます高まっていった。鳥海山もこうした影響下であり、鳥海山南側の吹浦口・蔵岡口では、まず吹浦口の大物忌神社があることにより自ら本宮とする山頂の神社を奥宮であるとしていたが、蔵岡口にも大物忌神社があり、それを基底にして鳥海山順峰方を名乗り、一方の矢島口修験衆徒は逆峰方とされるように、対立をみるようになる。終には矢島藩生駒家・矢島口修験衆徒と庄内藩酒井家・蔵岡口修験衆徒の間で境界争論が起り、山頂奥宮の支配権をめぐる大きく揺れ動いていく。結果は蔵岡方に幕府裁定が下されるが、小瀧口修験衆徒は蔵岡に属して順峰方に与していたためか、この争論には関わっていない。またこの争議に関しては院内口修験衆徒も一切の関わりを持たなかった。だが、順峰、逆峰、祭祀権などをめぐっての確執は、換言するとそれはいわば各登拝口の宗教的独自性が存在したからであつたとも考えられる。

こうした状況を踏まえながら近世における鳥海山北麓の修験信仰を四つの登拝口に括って概観してみたい。

まず、小瀧口修験は旧象潟町上郷の小滝集落に鎮座する金峯神社を中心とするものであつた。この金峯神社は、社伝では役行者が小滝の少彦名神に蔵王権現を合わせ祀り、斉衡三年（八五六）に円仁（慈覚大師）が鳥海山の悪

鬼手長足長を退治した際に鳥海大権現と蔵王権現を奉じたとされている。鳥海山大物忌神社の別当寺であつたともいわれるが、近世には蔵王堂と呼ばれ、修験龍山寺を別当とする、少なくとも四家の修験衆徒を配下にして小滝集落を坊中村とも呼ぶように鳥海修験の中心地の一つとして信仰を集めた。明治二年（一八六九）に鳥海神社と改称し、大正二年（一九一三）には境内社の熊野神社、神明社を合祀して金峯神社を名乗るようになる。

小瀧口修験衆徒は近代まで鳥海山中口としてみていた。文政七年（一八二四）の「鳥海山御戸開」牘（金峯神社蔵）にも明らかに「中口学頭龍山寺」とある。天保八年、安政四年、万延元年、弘化三年など同牘にもみえる。中口の意味は必ずしも明確ではないが、修験道宗派によつた順峰、逆峰のいずれでもなく中道をいくということであろうか。この点は今後の研究を待たねばならないが、小瀧口修験の独自性を顕したものではなかったか、と思われる。恐らく近世以降は鳥海権現である観音を本地とする鳥海山に対する信仰を保つて、各口の一山による宗教体系とは異なつた展開をなしてきたと考えられるのである。

しかしながら、鳥海山の小瀧口が開かれる時期は明確ではない。それでも小瀧において金峯神社を中心とした修験衆徒による宗教活動が鳥海山信仰をもたらししていたことは明らかで、平安中期のものと推定される木造聖観音菩薩立像、木造蔵王権現立像などによつても、この頃には小瀧に修験道もたらされていた可能性は高い。ここにいう小瀧口としては、鳥海山信仰にあたる修験衆徒によつて登拝道の確立をしたり、その地域で一組織を確立させて、いわば地域独自の修験宗教活動を展開していたことを指すといつてよい。小瀧では少なくとも近世では龍山寺を院主として常光坊・金蔵坊・宝泉坊・宝蔵坊があり、小瀧を中心とした一山組織を確立していったといえるだろう。

このように小瀧修験衆徒は小瀧口を開き信仰者を鳥海山山頂に導き、かつ

小滝鎮座の金峯神社（蔵王堂）の信仰を導くものであったが、小瀧修験衆徒自らは近世初期では当山派醍醐寺三宝院末に属している。そのため、龍山寺は醍醐寺三宝院から補任され、小滝村の四力院と仁賀保郷内の七力院の配下修験衆徒を持つようになる。やがて、坊号など修験階位の補任は龍山寺がおこなっているが、上位の補任には蔵岡修験によつていたことから、小瀧口修験は初め順峰とされていたことがわかる。蔵岡修験衆徒の関わりは元和四年（二六一八）の鳥海山大権現堂立棟札にも著され、「松岳山順峰衆徒小瀧院主」とか、元禄三年（一六九〇）の棟札にも「順峰小瀧院主」と記されていた。ただ、鳥海修験当山派の蔵岡から寛政期を境として文政期により法階を受けていて、龍山寺以外の修験衆徒は蔵岡で修行をしていたこともわかる。しかしそれらによつて本末関係があつたとはいえないだろう。蔵岡とは緩やかな関係を保つてきたと思われる。蔵岡修験衆徒が峰中の胎内修行やそれにまつわる舞樂をもつて大先達の位階を受けていたように、小瀧口修験でも舞樂が重んじられていたに違いない。逆峰とされる矢島修験にはこうした舞樂（延年）がみられないのも、小瀧一組織の掌握する演舞が修験位階と修行に結びついていたことに思いあたるのである。

一方、鳥海山から北東には矢島修験があつて、即ち矢島口が開かれていた。鳥海山修験の発展において矢島修験衆徒も独自性を保つてきた。特に、近世の始めより鳥海山の山頂支配権をめぐるしばしば係争が起こるにつけて、矢島修験は渦中にいつも立たされていた。最初の争いは慶長十九年（一六一四）に決した瀧澤口修験とのものであつたが、その結果は矢島口が主導権を握り、勢いは残つていった。山頂支配権は矢島口修験が真言宗で逆峰であつたのに対して瀧澤修験は天台宗に属していたことから、この係争は中世以来修験道の発達とともに教団化してきたいわゆる醍醐寺三宝院当山派の真言修験と聖護院本山派の天台修験が近世初頭の両派の確執が表面化し、慶長八年（一六〇三）に徳川幕府によつて決済されるといふ両派共存の形を

とるまでの抗争が影響していると思われる。だが、その対立とは別に、鳥海山をめぐる各登拝口の修験一派らは天台宗、真言宗の区別も定まらず、不明瞭な部分もあつて、終始一貫して真言宗を通したのはこの矢島修験といえうである。

鳥海山逆峰の矢島口修験衆徒側が、元禄十四年（一七〇一）に鳥海山の御堂修復のことを当山派修験の本寺三宝院に願ひ出たところ、八月十六日三宝院の許可を得た。それに対して順峰の蔵岡修験衆徒は、鳥海山大権現は昔から順峰の支配するところであつたと主張し、鳥海山頂は庄内領であると三宝院に訴え出たことに端を発して、以降数度にわたり「鳥海山争論」を引き起こすことになる。それらはその決するところが幕府寺社奉行によつて宝永元年（一七〇四）九月二十二日に、絵図の裏に裁決を記すことによつてなされた。これによつて鳥海山頂は飽海郡（現山形県）となり、領境の墨引きは西は笹ヶ岳の北麓から稲村岳の北中腹、鳥海山の遙か北を通つて、東は女郎倉の北から東の麓にいたるものとされた。こうした鳥海山をめぐるの係争は、最初は鳥海山修験衆徒の山頂の祭祀権の争いであつたが、やがて領境の争いから藩境界の問題に発展するといふ思わぬ方向に展開していく。ついにこの宝永元年の幕府裁決によつて一応表面上の決着をみたのである。

鳥海山祭祀権による係争の発端となつた元禄十四年（一七〇一）に逆峰矢島衆徒から醍醐寺三宝院への訴えに対する順峰蔵岡衆徒中に下した和解書には、矢島の「逆峰方之衆徒中惣代三人」というのがみえる。係争の内容はともかくとしてここで少しく注目するのは、これに対し蔵岡衆徒らが直ぐさま不服を申し立てた八月二十五日付けの訴状では、「由利郡生駒主殿殿御領内矢島裏口」「相手」として、逆峰学頭福王寺・逆峰先達宝鏡寺・逆峰衆徒一明院・同満蔵院、という名がみえ、宝鏡寺は矢之本（旧鳥海町）の元弘寺であることがわかるように、矢島修験一派が確認できることである。さらにこれについて三宝院役所鳳閣寺に提出した矢島衆徒の十月二日付け答弁書

があるが、そこに署名されているのは「鳥海山逆峰方衆徒」の大教院・実相院・南光院・大学院・明学院であった。当時矢島修験衆徒はかなりいたものとみえ、こうした文書にも跡形があった。そのうちで大教院は郷内（旧矢島町）、実相院は城内（旧矢島町）、南光院も城内、大学院は不明、明学院は杉沢（旧矢島町）であり、いずれも鳥海山逆峰矢島口衆徒であるとみられる。この時の「鳳閣寺裁許」では、「出羽国鳥海山裏口別当由利郡矢島逆峰学頭福王寺」「同国同所衆徒当山派実相院・大教院・南光院・明学院・大学院」の名がみえるから、係争とは別にこれら修験が活躍していたことが明らかであろう。早くから矢島口修験の衆徒らによる組織が形成されていたことを推し量ることが可能だ。その証左に、弘化二年（一八四五）『鳥海山逆峰十八坊由緒之事』には、元弘寺・合掌寺・東福寺・八幡寺・南光院・覺王寺・宝喜院・金剛院・実相院・大教院・千手院・福性院・徳性院・観喜院・玉宝院・幡性院・明王院・一乗院・大福院・常学院・万宝院・重学院・正蔵院・威徳院があげられるように、矢島修験十八坊としながら二四家の修験がみえる。この時点では恐らく十八坊は一山組織の格式の言い、それ以上に鳥海山逆峰衆徒が増加をたどるほどに拡大していったのではなからうか。

矢島修験では、福王寺が鳥海山修験衆徒を束ねる一山十八坊の学頭職にあった寺院とされてきた。「鳥海山逆峰十八坊由緒之事」には、「一鳥海山逆峰当学頭迄龍頭寺開基以来真言之法流五十八代相統則三宝院御門跡直末寺殊二当山修験道兼帯之旨明鏡也」とあるように、「学頭」福王寺は相当古く、それに早くから真言宗派である当山派に属してきたという。しかし、福王寺がもと天台宗であったものを明德二年（一三九一）に仁条上人が真言宗に改宗させたというのが、「矢島郷別当復職之控」にある。『寺院旧記抜書』（年号不詳）には「一兩祖師同断」と記され、その記事の前後記をみれば生駒主殿親猶代に「福王寺え御寄付」というものであったから、修験寺院としての地位も高かったと思われる。こうした福王寺は修験寺院と同時に矢島藩生駒

氏の祈願所であったという。生駒氏の菩提寺、曹洞宗龍源寺と並んで席次がおかれたとされるから、真言修験の格式をみるができる。福王寺の学頭職の地位は、元禄十四年（一七〇一）十月の鳳閣寺裁許状でも知ることができ、「出羽国鳥海山裏口別当由利郡矢島逆峰学頭福王寺」とあるから、明らかに鳥海山矢島修験衆徒らは当山派で一山の頭目として学頭を戴き、学頭には福王寺としていたことがわかる。

福王寺の寺院山号は鳥海山としてきた。それは鳥海山の開祖とされる理源大師を福王寺の開創ともしていることから、修験当山派醍醐寺の末寺として鳥海山別当となつて、代々の領主生駒氏の祈願所であったことによる。福王寺は矢島修験の学頭として当山派を奉じていたことはいままでもないが、現存する什物には、神変大菩薩（役小角）、聖宝理源大師の二師像があり、鳥海修験の流れを充分に保持していたことにはなかつた。このように学頭福王寺は一山組織の頭目としてきたが、その学頭職は当山派の組織の職にはみられない職名であるが、恐らく在地修験による独自の組織として学頭をおいたのではなかつたかと推量される。いずれ各地でも学頭という名が使われもしたが、それも学頭としての福王寺は領主矢島氏の祈願寺としての地位からなされたものと考えられ、真義真言宗を宗派に据えた矢島逆峰修験衆徒らの名譽的な頭目を保ってきたのではなからうか。なぜなら学頭に権ぐとする元弘寺は矢島領内修験触頭でもあり、一ノ宿大先達ともなつていて、補任の権限をも持っていたからである。矢島口修験の信仰を端的に表すものがある。その一つが福王寺境内に造立されている宝篋印塔で、台座部の記銘には次のようにみえる。「奉造立鳥海山大権現五穀成就万民豊饒祈候」「鳥海山逆峯別當学頭福王寺七十三世當任法印宥程謹書」「于時明和八年卯大十月旦」などの刻字によるように、鳥海山大権現に五穀成就を祈り領内安全を祈願するものだ。このように鳥海山逆峰別當学頭の銘による鳥海山信仰を端的に顕しているといえよう。

矢島口修験では学頭福王寺に権ぐものとして川内矢本（旧鳥海町）の修験元弘寺があった。元弘寺は、『矢島郷別当復職之控』によれば祖先は貞観十二年（八七〇）に始まるとして、醍醐聖宝師鳥海山逆峰開基以来直末となり、慶長年中に一ノ宿先達となった、という。これは天明（一七八一〜八九）以後から一ノ宿一判とするもので、元弘寺は二ノ宿、三ノ宿を補任することができる地位を得ている。元々矢島城内村の愛宕山の別当で、同地に居住していたが、大井五郎光安の祈願命によって下川内（旧鳥海町）に移住したとある。

このように、近世において元弘寺は内六軀一ノ宿を勤めた鳥海山矢島口修験で学頭福王寺に権ぐ役職を担っていた。最初矢之本坊を名乗るが、慶長年中に法教院と改め、その後元弘寺となった。貞観十二年（八七〇）に理源大師が鳥海山を開基以来、それにしたがって鳥海山木境峰中において鳥海山衆徒を従えて先達となり修行を重ねるといふ。貞享元年（一六八四）には三寶院から鳥海山峰中大先達を許され、毎年九月八日から十月七日までの三十日間峰中にて修行を積んだ衆徒に、坊号から大先達までの十二階の範囲において元弘寺から階級昇進の補任状を出すことが許される。また鳥海山は二十一年ごとに宮殿の遷宮をおこなってきたが、その際の遷宮式齋行の時正面右に位置するのは大先達職頭元弘寺で、左が蔵岡修験先達の座位としたといふ。元弘寺は天正年中（一五七三〜九二）は大井五郎の祈願所であったともされ、慶長以来、最上氏、楯岡氏、打越氏、矢島氏と領主等による累代の崇敬があったこともみえている。

近世中期では元弘寺が学頭福王寺に権ぐ修験衆徒であったとしても、修験の補任には先達の官職として補任を許容しながら矢島修験一派の掌握の要をなしていったといえる。元弘寺がこの大先達職であったことと、それに貞享三年（一六八六）には「大先達触頭」（『古社寺取調書』）でもあったことが知られるが、例えば提鍋（旧鳥海町）の覚王寺が所有する補任状には「鳥海

山逆峰一藤元弘寺」の署名がなされているように、地方在地修験でありながら一藤の大宿（一ノ宿）として補任状を発するまでの地位を獲得していたとみられる。矢島口修験のうちでも宝喜院は、新莊村（旧矢島町）に住した内六軀の鳥海山逆峰衆徒で、勝光山弥勒寺の別当でもあった弁法は宥信といふ（『矢島郷別当復職之控』）修験家であつて、鳥海山の入峰は三六度以上為したとされる。それに、院代徳性院は城内にいた修験で、その由緒は不明な点が多いものの箸之王子社を所管して、「此宮之義ハ鳥海山一ノ木戸ト申伝候」（『鳥海山逆峰十八坊由緒之事』）というように、明らかに鳥海山矢島口修験衆徒でもあり補任の副官としての地位とした院代を勤めていたことがわかる。

瀧澤口修験もあつて、森子（旧由利町）の大物忌神社（旧薬師堂）を中心として、やはり一山修験を形成するまでになっていた。森子という地の大物忌神社を拠点とするものである修験信仰であるものの、これが瀧澤口修験としたのは最初に瀧澤氏が修験を掌握したのに因んでいた。瀧澤氏は室町中期から由利氏の遺裔であるとされ前郷（旧由利町）を中心としたいわゆる滝沢郷を領した豪族であつた。以降、瀧澤氏は矢島氏との争いを繰り返すが、瀧澤兵庫政道は慶長八年（一六〇三）に最上義光に仕えて瀧澤城主となり一万石を領するという。そもそも瀧澤修験は、『出羽国風土略記』にいう「蔵王権現（小滝）」の条に「明暦年中鳥海山参詣の義にて蔵岡より寺社役所並びに神宮寺宛所にて書出したる證文に裏口矢島小瀧瀧澤三ヶ所と有」とみえるように、鳥海山瀧澤口を保つ瀧澤修験がいたことは明確である。同「略記」の滝沢の条では、「当所に院主有元和承応の頃矢島学頭衆徒と鳥海山の逆峰を論す」とあるように近世期には矢島修験とて鳥海山順逆峰の名乗りを争ったことはよく知られてきた。

須藤儀門『続鳥海考』によれば、元和四年（一六一八）七月の鳥海山頂御堂建立の棟札に「瀧澤逆院主矢島衆徒中」と書かれて、矢島衆徒がいかにも

下位に属するかのようにはみられたものがあるとして、承応三年（一六五四）七月の棟札も同じであって、そのことでも確執があったという。その瀧澤逆「院主」というのは龍洞寺のことであるが、前郷の西にある森子に八乙女山大物忌神社があり、その神社下に八乙女山龍洞寺というのがあったとされる。同書では『由利公正伝』によるとして、そこには「意風前郷村龍洞寺院主為天台宗」とみえるから、天台宗派に属していた。龍洞寺院主の意風は、領主瀧澤氏の弟で権力を持ち、「慶長十九年（一六一四）五月滝沢院首位風鳥海山順逆ノ出入二付出羽十二郡之領内頭最上行蔵院へ罷候而訴状指上候故矢島領修験頭喜楽院罷登候得而役行者開基聖宝尊師再興之品々申上先規之通被仰付候意風ハ最上ヨリ上方へ浪人仕候」（『矢島十二頭記』）といわれるように、ついに院主意風は瀧澤口修験の矢島逆峰修験を押さえて主流となるうとした争いの敗訴によって、意風は上方に逐電したというのであった。

瀧澤修験衆徒は三十三坊を形成していたといわれる。それは、瀧澤家三代領主瀧澤政元の弟政宗（意風）が龍洞寺院主となると、天台宗を熱心に広めたことからとされている。瀧澤修験衆徒を率いていたと思われる院主龍洞寺は前郷の西小路の西南隅に現在は跡地があるが、それは当初森子大物忌神社下から慶長七年（一六〇二）に前郷の瀧澤館が建てられるとそこに遷され、瀧澤院主は領内の修験触頭となったものという（『由利町史』改訂版）。院主は一寺に限る住持を意味するから、それ以上に触頭となったことで恐らくは瀧澤修験の一派を形成していったとみられよう。しかし、この三十三坊の全体はよくわかっていない。佐藤久治の『秋田の山伏修験』によれば、大善院（米山）・和合院（奉行免）・永宝院（新屋敷）・文殊院（森子）・大正院（町村）・大宝院（黒沢）・亀福院（森子）・宝蔵院（米山）・千手院（新上条）・法行院（五十土）・土蔵寺（前郷）・大行院（平石）があげられている。『矢島郷別当復職之控』（明治二年十一月）には、「下村郷藏村神明宮社人」「慶安年中之頃者瀧澤院主鳥海山別当龍頭寺之配下二而鳥海山衆徒之由二御座候聞伝有之

候共旧記焼失致前後不相分」とみえるから、瀧澤修験の当初は勢力をかなり拡大していたと考えられる。

鳥海山逆峰修験瀧澤口の中、心となったのは森子の大物忌神社であることはほぼ間違いない。『由利町史』によれば、仁賀保から来た瀧澤荒法師は鳥海山のよく見える森子の大地で遥拝をするうちに、極近い瀧澤氏の援助を得るようになったものであろうとして、瀧澤氏と矢島領主の抗争により、滝沢領民の鳥海山登拜が矢島口から不可能となったため、滝沢領民が修験者先頭にこの瀧澤口を開いたといわれる、と述べている。大物忌神社の社殿右下には護摩壇跡が残されているが、明らかに石炉組がみられるもので、ここで瀧澤口修験の十八坊が参集して護摩修法をおこなったというのであった。

安政二年（一八五五）の「御祭礼行列役割」帳をみれば、この祭礼に奉仕した瀧澤修験衆徒中らの名が諸役名とともに記されている。凡そ、文殊院、南光院、大先達和合院、大導師（竜洞寺）、亀福院、慈正院、大泉坊、別当宝光院、宝蔵院、慈正院、観正院、正乗院、永靈坊、普明院、右京坊、源正坊、玉蔵院、がみえるが、このうち判明するのは、別当が宝光院であり、宝光院は前郷、そして森子の文殊院・亀福院、奉行免の和合院、米山の宝蔵院、曲沢の観正院（寛祥院）、久保田の源正坊だけであり、ほかは現在の旧修験家と判明できるのがみあたらない。それでもこれらは三十三坊といわれた数多くの衆徒としての存在は近世後期における一部とみてよいだろう。

さて、瀧澤口修験の院主龍洞寺は前郷（旧由利町）の瀧澤館後に跡地が遺るのみとなっているが、この跡地が神道墓地とされる龍洞寺の唯一の遺跡であろう。神道墓地とはいいながら、近世の墓石には「当寺惣代六十五世代々和尚位」「天保七年（一八三六）四月六十六世覚瑞代」とあるなどから、修験というより天台宗寺院の機能が強かったのではないか。森子大物忌神社に神社に納められている棟札には、享保三年（一七一八）の記載で「羽州由理郡瀧澤郷八乙女山薬師仏本堂一字」「別当龍洞寺逆院主」「羽黒山大先達法印

信頼」「惣衆徒」などがあり、これを納める箱の裏書きにも「干時享保三戊戌（一七一八）八月八日」「八乙女山瀧洞寺」とある。「八乙女山御輿一宇」の棟札は寛政三年（一七九一）四月吉日の紀年銘があり、それにも「別当龍洞寺法印慈頼大和尚」とある。棟札からは大物忌神社が薬師を本地としていたことがわかり、別当はあくまでも龍洞寺院主としたといえよう。それに、この時点においても逆峰修験であったことが明確になるほかに、「羽黒山大先達法印信頼」とみえるように瀧澤修験が羽黒派修験との関わりがあったと思われる点は注視しなければならない。龍洞寺は、薬師堂（現大物忌神社）再建にあたって嘉永七年（一八五四）十一月に勸化をしたものとみえ、『勸化帳龍洞寺』が二冊、安政二年（一八五五）五月のものが一冊遺る。

森子大物忌神社はこうして龍洞寺が移転した後にも森子八乙女山の現地にそのまま遺されたもので、瀧澤氏から六郷氏領となってからもその崇敬社となり祭礼には寺社奉行の代参もみられたほど、瀧澤郷第一の賑わいを呈していた（『西瀧澤村誌』）という。近世初期に瀧澤氏が六郷氏の支配に移った時代にも崇敬があった証左は現在も神社に遺される御幣に記された銘に「奉寄進六郷長之助」「正徳三年癸巳（一七二三）四月吉日」とあることで、確かに物語っているだろう。しかし瀧澤修験という通り名は残されていた。

鳥海山修験信仰をこの瀧澤修験とでもいってよい衆徒らの二、三家をみてみると、組織的には修験触頭でもあった院主瀧澤氏によってまとめられているがそれぞれ独自の活躍をしていたことがわかる。例えば、亀福院は森子（旧由利町）に住して田之神社の別当であった者で、田之神社は永正三年（一五〇六）に亀福院智賢が太平沢（森子）に勧請して、代々亀福院が奉仕してきたとされる。元和元年（一六一五）より森子村の氏神とされて、近郊近在はもとより庄内地方（現山形県）からも作神として崇敬されていたという。明治四十三年に大物忌神社に合祀されたが、現在大物忌神社祭礼には神宿に御差棒とともに祀られる掛け軸に「田神」とあり、箱書きに「奉成萬

化五穀成就之者也」「嘉永三庚戌四月日」「願主若者中」と記されていて、これも田之神社のことであるという。鳥海山の祭神を稲の神である倉稲靈神として祀るということと、この田之神の信仰とは恐らく深く関わっていると思われる。

伝えによれば亀福院の初めは阿闍梨として京都の出であったとされている。亀福院の什物に田之神獅子と呼ばれるものがあって、獅子頭の内側に銘がみえる。「施主六郷徳三良別当什器」と朱書きされ、左側には、「細工塗師妙法村田□法印」とあるもので、獅子頭の牘には慶応の年号がみえている。昭和三十年代頃まではこの獅子頭を奉じて春祈祷の獅子舞をおこなっていたとされるものである。大物忌神社参道階段入り口の隣屋敷が居住地であったこの亀福院では、田之神の湯（円覚坊の湯・森子の湯）と呼ばれる冷湯泉が湧き出していた。この湯はかなり以前から発見されていたが、近代には湯治場も開業したという。修験者がそうした湯を霊湯としてひとつの信仰的靈験を吹聴していたことに思いあたる。

宝光院も瀧澤修験の配下であった。前郷（旧由利町）に居住する宝光院は、その累代は不明であるが、延享三年（一七四六）には「由利本庄領瀧澤前郷村宝光院」（『奥州羽黒派修験名前帳』）とみえる。大乗坊、重覚坊なども称したという。宝光院の所蔵する補任状のひとつに、文化二年（一八〇五）には羽黒山寂光寺より院号が授けられている。同じく文化二年七月「白袴之事」、同年月「螺緒之事」の二通はいずれも羽黒山寂光寺による補任であった。文化二年八月朔日の「紫紋結袈裟之事」補任状は、羽黒山執行別当代篤行院法印義研となっている。文久元年（一八六一）八月朔日の「院号之事」「授与」「本庄滝沢郷前郷村宝光院長祐」の補任状では羽黒山寂光寺大阿闍梨法印実藏院昌芳とみえている。これに同じ「白袴螺緒等之事」補任、「権大僧都之事」補任状も羽黒山寂光寺であった。ただ、文久の同年同日には「紫紋結袈裟之事」の補任状もあって、それは羽黒山別当執行海龍王院権僧正澄海

であることがわかる。山田雄介に依れば出羽三山神社蔵の「秋峰床帳」（慶長十四年（二六〇九）〜文政八年（一八二五）複写状に文化二年（一八〇五）七月二十日の条に「本庄領瀧澤実蔵坊弟子宝光院」とあることより、この年に羽黒山での秋峰峰中修行をして補任されたことが明確である。これによって一氣に三通りの補任が寂光寺からなされていた。加えて、この峰中はさらに「紫紋結袈裟」が許される補任状をみると、前三通りの補任とは異なり羽黒山執行代篤行院法印義研による昇位補任であったことは、羽黒派修験でも貞享年中（一六八四〜八八）から入峰次第によって法印官までの高位として出された紫紋結袈裟であることから、羽黒山執行代法印官職でなければならなかったことがわかってくる。同じく文久年度（一八六一〜六四）の補任も寂光寺のものと海龍王院のものがあって、「紫紋結袈裟」は権僧正職官の任免による授階補任官の職責に段階があったことも認められる。羽黒派修験との関わりが依然強固であったことがうかがえるのである。

このように瀧澤修験衆徒らは前郷・森子を中心としていたものであったが、幅広く三十三坊を配下として勢力を高めようとしたらしい。その一派に属したであろう土蔵寺もみられる。土蔵寺は土倉（旧由利町）に居住していた。土蔵寺は復職して現在土倉氏を名乗るが、鳥海山修験衆徒の初代は不明としても、文政十二年に生まれた土倉美織は八十一代を名乗ったという。現在はそのから四代となる。しかし、遺された資料によれば、「日本第四鳥海山御祈禱」という神符が存しているほか虫除札などもあり、恐らく独自に頒布したであろう神威札とみられ、それによっても鳥海山信仰を保持してきたことは間違いないだろう。

土蔵寺は修験衆徒して祭舎をも受けていたものとみられ、それが近代に復職、還俗した時に神殿様のものは前郷（旧由利町）日枝神社境内にある祖霊舎に使用されたという。土蔵寺がそうした齋舎に祀ってきたものが不動明王座像と権現様といわれるものがある。不動明王座像には台座下台裏面に「延

喜二年（九〇二）三月二十八日」の紀年銘があるとすると、近代の鑑定によると鎌倉初期の作らしいとされている。いかにも古色蒼然たるものだが、必ずしも平安末期まで遡れる作とはみえない。土倉氏が現在八十五代が明確だとすれば、その時代に創祀されたともみえなくもないが、なお疑念は否めないだろう。もう一点の権現様といわれるものは、三寸の円形板に真鍮打ち出しの仏体を貼り付けたもので、これに蓮華台をつけて、厨子に安置しているものである。小仏ながら懸仏様式に準えたものかも不明で、正式な仏体名は伝わらないが、全容からして薬師如来かとも思われる。だとすれば、薬師如来を本地として崇めてきた鳥海山修験衆徒の祭祀してきたものといえるだろうか。土蔵寺が瀧澤修験の一派であろうことも、補任状の保持はないが羽黒山関係資料がいくつかみられることからしても、その関連を否定できる要素はない。

鳥海山の修験信仰では院内口修験も見逃せない。院内口修験は院内（旧仁賀保町）の七高神社中心とした信仰に由来する修験家をいう。この鳥海山院内口修験がいつころ成立したかは定かなものではない。ただ、院内という地名そのものから想像できるのは、社寺などの修験宗もこの地で発展していたことが想起され、修験の信仰が多分に浸透していたのであろう。それに近世では七高神社を中心として鳥海山修験衆徒が組織されていたことはほぼ間違いない。

というのも、院内には仁賀保氏の祈願寺であった七高山極楽寺があった。仁賀保兵庫とともにこの地に入った鎌倉八幡宮系の真言僧による開祖であったとされ、それゆえか院内修験衆徒のうちでも学頭坊院主は極楽寺が勤めていたことが知られる。「享保年中の書付に七高山別当極楽寺（真言宗）社家一人（日高又蔵と云）古は宗徒もありにしや宗徒屋敷と言ふ字あり」とある。極楽寺は本尊は十一面観音で、代々七高神社の別当を勤めて、これらは神仏分離まで変わることがなかったようである。明治維新後の神仏判然令

よって七高山の祭りには魚鮒二匹神酒を供えて、極楽寺は羽織袴を着け小にて登山をしたという。この時、村人は魚類神酒を持参したり、精進物を持参する者もあり、七高山祭神は正式に大己貴尊となったのである。極楽寺内の仏不動、祖師、地藏その他諸仏は全て十王堂に遷したというから、神仏習合であった修験極楽寺が復職し高宮氏を名乗るが、その後還俗している。院主極楽寺は七高神社鳥居の筋向かいにあったといわれるが、今は跡地のみ遺る。これら院内修験衆徒が大きく関わっていたと考えられる神事に、鳥海山信仰を背景にもつ祭事は今に伝わる御門松神事・御散飯の神事・大御饌の神事という正月年占である。神事に関わって、ひとつの修行ともされてきたのが水垢離であるが、これまでには院内の丹後清水といわれる、極楽寺十王堂の井戸によっていたという所も遺る。

七高山（標高二二九m）は新山が噴火によってできるまでは鳥海山の最高峰であった。七高山といえば鳥海山そのものであったから、院内口修験衆徒は尊躰を七高山としてその絶頂を奉り崇めてきたのであった。そのため、院内の七高神社は数回の遷座にあっても鳥海山を真正面として鎮座するのである。

（二）修験信仰と関わる祭礼

この四つの修験による信仰を端的に物語ることに、それぞれ修験の拠点ともされた神社では今日でも特殊な祭礼がおこなわれている。

小瀧口修験では、院主龍山寺を筆頭として配下修験衆徒をおきながら金峯神社の様々な祭事を掌握していた（写真1）。その一つに、修正会に連なる正月七日の七日堂祭神事（曼荼羅餅占い神事）が今でも継承されている。七日堂祭は、前日六日の夕方からの曼荼羅餅搗き神事から始まる。餅搗きは夕刻、宮司、年男、当番長が神宿に至りおこなう。この餅搗きもまた神事とされて、特に物音をさせてはいけないというもので、右三者以外は神宿の家人

らは必ず床について寝てもらう。外に家畜なども鳴声を出さないように配慮をし、十分に餌食を与えておくなど、物音を立てないように配慮しなければならぬといわれている。年男は神宿の一切の戸締りをして、外部から誰もひとを入れないようにする。大体、亥の刻（午前十時頃）から神事を始め、これ以降は行事の終了まで声を出してはならないのである。さて曼荼羅餅搗き神事は先ず、祭器具類、餅搗臼、釜、諸



写真1 金峯神社

具を清め、神ノ鎮魂の祈禱がある。それから後は年男がひとりでおこなうもので、用意をしていた三三束の豆殻で、三升の餅米を蒸し、それを手杵で搗くことになる。餅の搗き始めから終わるまでの間は宮司が白に向かつて呪文を唱え、その他は無言で、しぐさで合図をしたりして搗きあげるものである。この餅搗き神事は七日朝の一番鳥の鳴く前である丑の刻までに仕上げなければならぬとされてきた。年男の履物もまた決まっています、筍の皮で作った草履でなければならぬ。搗きあがった餅はすぐに青銅製の鉢に黄紙和紙を敷き、その上にのせる。さらに餅の上には五力所にオブコ米といって白米を少しづつ載せておく。それを錦布で蓋い、この神宿の祭壇に祭る御宝頭（獅子頭）神前に供えて、次に祈禱祭式をおこなう。この鉢に盛られた餅を曼荼羅餅というものである。

次の日、七日堂祭となるが、この日午前当番連中が神宿に集まり、祭器具、楽器等諸具を点検、準備を始める。そして神社の清掃、飾りつけを済ましてしまう。年男はこの日まで特に精進をしておく。年男の精進はかつて特に厳重とされ、元旦からこの七草の日（七日）までは生臭物は禁物とされ、家人までも精進料理で済ませなければならぬし、御飯の上に物をのせて食べる

こともいけなさとされた。洗濯、裁縫を忌むものであったとされる。正午過ぎになると、御宝頭連中、お供の人、楽人、当番長以下氏子総代、来賓参列者はこの神宿に集まってくる。午後、祭式の定刻は法螺貝の合図で神宿の前に宮司以下総代、当番組員、参列者は列立して神社に向うことになる。この時、年男は口覆いをして曼陀羅餅を目八部（目通り）に捧げ持ち巡幸するものである。キネン棒も捧持していくことになる。巡幸は御宝頭連中によって太鼓、笛、鉦、で「通り」の楽を奏でながら、法螺貝の先ふれとなり、御宝頭をいただき、巡幸を沿道で迎える氏子をお祓いしながら神社に到うものである。神社に着くと早速、曼陀羅餅とキネン棒を所定の場所に仮に安置する。そして、年男は直ちに幣殿で火鉢に豆殻で炭を起し、小鍋で一合のオブコ米を炊くことになる。炊き上ったオブコ米（御飯）もまた陶製の器に盛られ神前に供えられる。

総てが整うと、まず神前では祈年祭祭式をおこなう。祭式では初めに修祓、一拝、本殿御扉開扉をすると献饌となり、この時に曼陀羅餅・キネン棒も神前に供える。そして、祝詞奏上となり、次に撒饌（神酒、オブコ米）をして、その神酒、オブコ米（御飯）を宮司以下順次に拝戴となる。これが終わると「鬼祓い」といって、当番のひとが拝殿の内と外に分かれて、拝殿回廊に入る人を見計らって戸を閉める。社殿内では合図の太鼓を鳴らすと同時に、一斉に外側の者は拝殿の戸、回廊ののし板を叩くのである。そして、止めの合図はまた拝殿内の太鼓を鳴らすのである。この作法を鬼祓いといひ、悪鬼を祓い、ひいては悪病や災害までも追い却るのだとされている。

次に七日堂祭の祭式がある。まず同じく神前で、修祓、献饌、祝詞奏上と続き、御宝頭の舞（十二段の舞）が奉奏され、次いで玉串拝礼、撒饌（神酒）で終わり、神酒拝戴をする。その後、キネン棒行事となる。キネン棒は先ず神前から下ろしてきた宮司が年男に授けて、年男はこのキネン棒で参列者全員の前へひとりひとり翳して廻る。このキネン棒を受けた者は一年中無病息

災であるという。その後、いよいよ曼陀羅餅神占・おためし神事がおこなわれていく。それには先ず、神職が曼陀羅餅を幣殿まで下げ、案上に載せる。宮司と年男がそれに向って、一拝の後、宮司の指示に従い古式の順に従い年男が作法することになる。この作法すべてが、一つ一つの年占となるもので、順次に判断が下されていく。

錦布の蓋いを取る（オブコ米の着き具合、散り具合をみる）、オブコ米を包丁ではがして（餅の表面出入がないか餅の照り具合をみる）、次には、ゴワ（牛玉札）を餅の上のせ五力所に油（菜種油）をたらす。そしてゴワを小さく折たたみ、再び餅の上にひろげる。このゴワに燈明で四隅から火を点けて、火の燃え具合によって上半期の東西南北の風の具合を占う。ゴワの燃え尽きた頃、その燃え炭（墨）を餅の上に塗る。そして、今度は餅を裏返ししてみる。餅の厚さ黄紙のつき具合はどうか判断される。黄紙をはがして、餅が紙にどれくらいくっついていのかをみる。この作法を繰り返して今度は下半期の風や火事災難を占うという。次いで、餅を元通りにひっくり返して、終わることになる。

この餅は小さく切った後に村中に頒賜されるものとなる。曼茶羅餅はまず三ツ切にし、真ん中の餅を更に三ツ切する。それを更に六ツ切する。これを二切れにし、賽の目にまた一二個づつにする。この時に餅の切口具合に気穴がないかをみる。この細切れの餅は再び鉢に載せ、宮司があきの方角から四方と中央に撒く。曼陀羅餅の半分は宮司に頒賜され、残りの半分は年男が小さく賽の目状に切り、参列者に頒賜する。戴いた餅は各自神柵に供えて拝み、家族で分けて食べるもので、年中風邪をひかないお御供となるものだ。

これだけでも七日堂祭はかつては修験衆徒の関わりがもつとも深いものであったとみられ、神仏習合時代の修二会、修正会の意味が強いとみられる。キネン棒という牛玉宝印を包んだものを翳す作法や曼茶羅餅神事には、鳥海山信仰が浸透したものと いわざる得ない。正月にこれだけに集中してお

こなわれるのにも、民間でおこなわれてきたオコナイの予祝の意味が込められ、稲の作柄を中心とした年占がみられるのも、鳥海山の祭神である大物忌神（倉稲魂神）への強い信仰の顕れといつてよいだろう。この神事に登場する牛王宝印札もまた、龍山寺が所持する古版木の一つであった。牛王宝印札は護符としては虫除け五穀豊穣を守護するという信仰札であつて、農耕信仰が強く現れたものである。この小滝の牛王宝印札は宝印の文字部に「日本第四」と書かれている。このことは日本第四の高山を指すとされているが、熊野牛王に準うとすれば那智の滝を第一位として、奈曾の白瀑を日本第四とした、とも考えられる。いずれにしても牛王宝印が鳥海山信仰では重要な神符のひとつとされてきたことがわかる信仰である。

矢鳥修験で根本道場ともしていたのが鳥海山二合目に鎮座する木境大物忌神社であつた（写真2）。木境という地名の由来は、林相がここから替わるとされる樹林帯の堺にあたるからというが、それ以上に鳥海山信仰にまつわる結界の意味が強い宗教的な影響のあつた地名だと考えられる。木境は山伏長根とも呼んで、当山派矢鳥修験十八坊衆徒の修行道場ともされ逆峰方の本拠地となつていたところで、近世では薬師堂と行者堂もあつた。

縁起によれば、木境大物忌神社（木境大物忌神社・昭和五十年由利本荘市有形文化財指定）は建長六年（一一二四）に鳥海山に祀る神霊を勧請し、旧矢鳥領の総鎮守として、五穀豊穣、国家安穩を祈念したのだという。鳥海山の登拝が女人禁制の時代であつても、女性はここまでは参拝ができる女人堂ともいわれたという。

神仏習合時代では木境大物忌神社を薬師堂といい、本山堂・新山堂・火宿堂の三



写真2 木境大物忌神社

堂が建つていて、このうち本山堂は役行者像、新山堂には薬師如来像を祀つていたとされる。これらは元禄三年（一六九〇）に画かれた「御裁許絵図」にもみえ、「矢鳥領絵図」によると「峰中」と図示されて「慶応四年辰五月二十八日戦争有之」という註がある。開山堂はそのまま木栄行者堂とあるが、火宿は文字だけで「長床」と記した屋図のみとなっている。

これらは近世には矢鳥領生駒氏の崇敬も篤く、社殿の修繕新築に際しての費用や、毎年祭祀料が供えられていた。この神社を中心に一年を通じて斎灯（柴燈）、山ノ神祭、春の入峰、虫祭り、秋の入峰などの修行の行事や五穀豊饒を祈る諸行事がおこなわれてきた。春の入峰は笈取りともいう五月五日からの四十日間のお籠もりをした。この間に六月八日（現在七月八日執行）は虫祭り（木境大物忌神社の虫除け祭り・平成十三年秋田県無形民俗文化財指定）といつて矢鳥領内五穀豊穣を祈るとして加持祈祷のうえ、虫封じの小舟に祈呪をかけて子吉川の藩境下流に流す神事がおこなわれている。参詣者はお札を受けて持ち帰り、そのお札を他の水口に祭り虫除け五穀豊穣を祈るとする。これは現在でもおこなわれている祭礼でもあつた。

また、秋の峰入りは九月一日から二十九日までお籠もりをして修行も続けられていた。近世では、秋の峰入りはまた無位の者に位階を授けたり、昇階のための修行であつたのだ。しかし、近世後期はそれに少し変化があつたように、九月八日から十月十日までの三十日間、修験十八院が年次順番にて九院ずつが山籠もりし、加持祈祷をし、無位の者を衆徒新逆として参籠させて法式を伝え、院号、坊号などの位階を授くるのであつて、これゆえに祈願中及位ともいった（明治十三年『神社明細帳』）。この間九月十九日より二十八日まで矢鳥領内各村々が順次に供物として新穀の餅を供え参詣するのが慣わしであつた。神仏判然令が出されて以降は、秋に峰入りはなくなつたが、今日では十月十九日から七日間を秋峰祭お果たしといつて、春の虫除け祭りの奉養として旧矢鳥領内各集落講中が順次に、新穀の餅を献納し参詣をするこ

とが続けられている。木境大物忌神社の境内には明治十八年に新築された社殿に倉稲魂命を祀り、ほかに社務所（参籠舎）が建つのみで、ほかに境内末社として塞ノ神（石碑）・天狗大神（大杉）・山ノ神（大杉）などを祀る。

瀧澤口修験では森子の大物忌神社の祭礼が上げられる（写真3）。この大物忌神社は宇迦之御魂神を祀るとするが、それは神仏分離によった祭神名であった。大



写真3 森子大物忌神社

物忌神社の「縁起書」によれば養老年中に鳥海山権現をこの地に勧請して七年後に社殿を建立し、その地を八乙女山と名付けて鳥海山の遙拝所として崇敬したという。その後、貞観三年（八六一）には慈覚大師が巡錫して薬師像を安置した。また、神社記録によれば仁賀保から移住した龍洞法師が八乙女山を開基し、鳥海山の登拝口を開くと同時にここを遙拝所としたという。龍洞法師の三代後には龍洞寺と称し天台宗を広め同派は三十三坊にも増えたとされる。龍洞寺が大物忌神を勧請して社殿を建立したのが貞観三年。その後代々の地頭はこの神社を崇敬し、元和以降は本荘領主六郷氏の崇敬するところとなり、享保三年（一七一八）社殿を改築、安政三年（一八五六）に社殿を再建したという。寛永二十一年（一六四四）四月の裏書きされた「森子村絵図面」には森子村、八乙女（山）と記されて、社堂が描かれているから、この時点でも確かに祀られていることを知る。その間、慶長十三年（一六〇八）に龍洞寺は子吉川対岸の前郷に移されるが、三十三坊の触頭を維持した。龍洞寺は慶長十九年（一六一四）に鳥海山登拝口の順峰逆峰をめぐって矢島口修験と争うが、龍洞寺の敗訴となる。この時龍洞寺意風はこの地を去っている。龍洞寺の前郷への移転後も大物忌神社そのものは現地にあ

り、瀧澤氏が亡びて六郷氏に替わっても崇敬社となつて、近世の祭礼では神社奉行の代参があり、滝沢郷一の賑わいを呈していた。このような大物忌神社と現在の社名を正式に名乗るようになるのは、明治二年のいわゆる神仏分離令を経てからのことであり、近世では「祭礼帳」などでみるように薬師仏を祀るとされて、神社蔵の棟札にも「薬師堂」の名が頻繁に記されてきたとおりである。しかし、薬師を本地としながらも鳥海山神を祀るとした信仰がないわけではなく、「記録」にあるように「鳥海山八乙女山両社を奉る」としてきたもので、「大物忌神社御分霊ノ縁記」にも嘉祥三年（八五〇）の鳥海山噴火にともない人家、人畜、天地変動したが、小瀧村の社堂伽藍坊舎などは不思議と全くの損壊を免れたために、それを鳥海山神霊による御利生として崇め奉ってきたもので、この時、瀧澤郷森子の龍洞寺は鳥海山の御分霊を願い出て改めて森子八乙女山に祀ったとするのが仁寿元年（八五一）三月十八日であった、という如くである。

森子大物忌神社では現行の祭礼でも大まかな信仰は引き継がれている。この祭礼での神輿渡御神事がいかにも厳格で、近世以来の信仰をそのまま伝承しているとみられる。現在、四月第三日曜日を祭日として祭式の後、米俵一〇俵分（約六〇〇kg）といわれる神輿の巡幸祭礼ではまず、前日である宵宮祭日の午前中には山廻しという、神輿渡御の差配役でもある者三名が当番組から出て氏子全戸に祭礼の日時を告げてまわることから始まる。山廻しは羽織を着け着物の裾をたくし上げて山高帽を被り、竹の杖を持つ。当番組では神宿（現在では公民館）を定め、神輿を休めるところ、灯籠などを飾る。夕刻当番では番長、神宿主人以外のものでも御幣灯籠、幟、太鼓、獅子などで神社に上がり、御神輿を迎えに出る。宵宮祭式が終わると神輿渡御となり、お先払い、御幣灯籠、シャギリ山、獅子頭を捧持して、迎えの人びとともに神輿は神宿まで渡御する。神宿では「田ノ神」の掛軸にオサシボウ（御差鉢）というご神体に替わる分霊が祀られていて、そこで祭式、祝詞が奏上される。

ここで御神輿は一晩安置される。当日は昼頃に神宿で再び祭式があり、その後ここで盛大な直会となる。神酒がほどよくまわると山廻し役が「只今三合目です」とか、「七合目で発ちます」と口上をすると適当な時刻になると神輿渡御により、集落内をめぐる。神輿は「ヨーサー、ヨーサー」の掛け声により、神輿を迎えるひとびとが各自拝礼をして見送ることになる。引き続き、当日は祭式の後に神輿は集落を巡幸し、その日の夕刻、神社に還御となるが、神輿を担いだ氏子若者は三〇〇段もの急峻で長い石段を一気に登る。途中で休むことが禁じられている荒々しい神輿担ぎで、相当な労力に要領を必要とした神輿担ぎの技が披露されるところでもあり、こうした神幸神事は他所にはない。

それでも最も注目されるのは、この神輿を神社に納める時の作法であった。神輿が神社に還御となるにおいて、拜殿の扉や窓は全部閉められ、淨間のうちに御分霊が納められるのだが、この時、一斉に拜殿内では太鼓や鉦を鳴らし、拜殿の外では扉や回廊の床を激しく叩いて大音量を出すというものである。これは乱声という中世以来の信仰がもたらされているものであった。

こうした祭礼の翌日は裏祭りと呼んで、朝から当番と受け当番によるオサシボウの授受がおこなわれている。受け当番（新当番）はその年の当番（旧当番）の神宿に向き、ここで祭式があり、オサシボウ（御指針）が渡される。オサシボウは「大物忌神社」と書かれているのもので五色幟が先頭になり受け当番宿まで巡幸していく。この時、神輿担ぎの掛け声と同じく「ヨーサー」の声が掛けられるのである。新当番となった宿にオサシボウが納められると祭式ののち直会で裏祭りを終了するが、宿では次年の祭礼までオサシボウを祭ることになり、毎日供物をして拝礼がおこなわれていて、前夜の宵宮祭で八乙女山を下りて御旅所に安置されるというものである。

七高神社でも正月の年占神事があった。

この院内の七高神社は南向きになっているが、まさに鳥海山に真向かう方角であるのだ（写真4）。境内参道石段右脇には御神木とされる老杉二本（夫婦スギ・昭和五十一年にかほ市天然記念物指定）があり、境内にはタブの古木を有して、この木には例祭に神輿を担いだ人びとの草鞋を投げ掛ける風習がある。そうした七高神社では特殊神事として正月年占（七高神社の正月年占行事・平成二十一年秋田県無形民俗文化財指定）が伝承されてきた。その起源は定かではないが古来から伝承のままとする現行の年占神事は大きく三つの行事がある。一つは御門松の神事で、一の鳥居跡に十二月十九日丑の刻にまず門松を立て、正月七日丑の刻に引き松をするというもので、引き松（門松を下ろして納めること）の時に松や注連縄などに一年の吉凶を顕すという神意を判じるのである。二つ目は、元禄二年の「差上申一札之事」にあるように「正月ハ七高山に相籠元日より七日迄七ヶ日御祈祷執行仕同八日ニ御祈祷之御巻数御守差上申候」として、この間は神職、行者（現総代）が精進潔斎の禁欲をして神社に籠もり七日間の神事祈禱をする。七日間毎朝、大御饌の神事・御散飯の神事をおこない、これらによって旧仁賀保郷五三方村のその年の作柄を占うとされているものだ。三つ目には御散飯の神事が上げられ、これは御鳥喰神事に類するもので、この地方の民間信仰にも影響した可能性があると考えられる。正月元旦から七日まで、炊いたご飯を握り飯にして毎日一個ずつ加えて境内に設置された御散飯台という白木で組まれた棚に上げ、それを鴉が食べる様子を見て占うというものである。ほかに、正月三日には御神影の摺札儀式がある。現在は三枚

だけと決まっているが、摺札儀式は拜殿でおこなわれ牛王宝印札が必ず摺刷



写真4 七高神社

されることなど、修験信仰も遺されているのである。七日には七日堂御頭行事として、獅子頭（平成三年秋田県有形民俗文化財指定）を奉じて幕のなかに大勢の子どもたちを懐きながら集落内を巡行し、家々の祈祷をして廻る。これらの神事のほとんどが神仏習合時代に溯る修験衆徒によつた正月修正会に通じるものとみられる。

（二）修験信仰と芸能

鳥海山のひとつの信仰を採り当てるものに民俗芸能は欠かせない文化である。鳥海山の芸能といえばそれ相応の何か伝統芸能が存在するかのようであるが、実は芸能といつてもいわゆる民俗芸能に特化せざる得ない。多彩な芸能のなかで民俗芸能は民間の人びとの手によって伝承されたものであるが、原初はやはり修験との関わりは強いものである。だからこそ民俗芸能は鳥海山を奉ずる人びとの信仰と表裏一体の文化を築きあげてきたともいえる。芸能は柳田國男流にいう心意伝承そのものであるから、背後にある心意こそ鳥海山を魅了するほどのものをもたらしたに違いない。

鳥海山の北側である秋田県では旧象潟町の鳥海山日立舞、鳥海山小滝番楽や十二段獅子舞、延年など多彩な芸能があり、しかも古風な演舞がみられる。旧仁賀保町では番楽、囃子ではシャギリなどで、旧矢島町では番楽（獅子舞）と太神楽の伝承がある。矢島町も多く番楽を有したところであったが、今日に廃れたものも多い。旧鳥海町は二〇の芸能が存するが、その大半は番楽（獅子舞）で占められ、また太神楽などの伝承がある。鳥海山の西側には仙道番楽が伝承されるが、これも鳥海修験と深い関わりが持たれるといわれる。

ところで、こうした民俗芸能は歌舞音曲としての単独で成り立っているのではなく、祭礼と密接な関わりを持つものであった。鳥海山信仰を中心とした山麓各地における祭礼にみる芸能は、それ自体明らかに修験の関わりがみてとれることから、本質的な神遊びの世界を体現したものであったといえ

る。特色的なものをあげると、旧矢島町木境大物忌神社春峰祭虫除け祭り、旧鳥海町上笹子秋葉神社祭礼による秋葉獅子、旧矢島町矢島神明社八朔祭における獅子の門付け、旧由利町前郷日枝神社祭礼では獅子こ踊（ささら）と前郷神楽、旧象潟町稲荷神社初午祭による十二段ノ舞、旧仁賀保町院内七高神社七日堂祭では御頭巡行神事、などがある。いずれも獅子舞を中心とするものであることがわかる。修験がこれら祭礼に獅子頭を権現とみて、それを鳥海山権現にあたりともいうことを誇示するかのようには獅子頭を舞わせて、信仰の普及を図り、五穀豊穡、人びとの安寧を祈つたのである。祭礼と神遊びとしての芸能はこうした信仰に委ねられているところで一致をみるといえる。

神遊びとしての獅子舞をみれば本海流獅子舞番楽はその白眉といえるだろう。鳥海山麓にみられる番楽のほとんどは、矢島に居来した修験本海坊が広く近郷に伝承せしめたとされ、本海流の名がある。山伏神楽は獅子舞を中心とする番楽で構成されているため、単に「獅子舞」と称することが多い。これらは由利地方北部、鳥海山東側の旧雄勝郡、鳥海山東南麓の真室川町、金山町まで存する番楽で、鳥海山信仰と相俟って系譜、伝播にはかなりの勢力があったと考えられる。そうしたなかで、旧象潟町、遊佐町（現山形県）に伝わる本海流獅子舞番楽でも、これまでの呼び名が全く異なるものが見られる。日立舞（鳥海山日立舞）・比山舞（鳥海山小滝番楽・杉沢比山）・日山舞（女鹿日山番楽）、である。これらは獅子舞をともなわない番楽であるが、鳥海山小滝番楽の言立古本には「獅子舞」と記されているなど、古くは獅子舞といっていたことが判る。従つて、本海系であることはほぼ間違いないと思われる。ただ、式舞などは番楽のうちでも他と些か異なり能舞に近いとされるが、その要素は鳥海山南北にわたる番楽いずれにも存しており、ここでも何らかの関わりは否定できない。

番楽と修験信仰が端的に示されるものとして、今は伝承されていないが、

鳥海山小滝番楽では修験舞という演目があったことが知られる。これは修験衆徒でなければ舞えないものとして、衆徒家の長子が舞うものだったと伝えられている。これも一種の修験修行のうちであったかも知れない。

太神楽は伊勢信仰と密接不離で獅子神楽が圧倒的に多い。元来は湯立て神事をともなうものとされるから、修験との関わりは無視できないであろう。獅子舞では番楽から独立したとみられるものも存するが、小滝や吹浦の十二段獅子舞は他とやや趣きを異にする舞である。こうした獅子舞は獅子頭を権現と奉じ、修験宗信仰ともあわせて、この山麓一帯に今日でも深く依存しているのである。延年もまた、吹浦、蕨岡修験、小滝修験の伝承するところであつたらしい。田楽風流系と舞楽舞の要素がみられるのを特色として、この山麓では際立つものといえよう。

このような民俗芸能の分布上からみると番楽が圧倒的に多く、しかもその範囲は鳥海山北麓は旧由利郡の仁賀保領・矢島領・本荘領（瀧澤領含む）、岩城領、といった全域にみられるもので、鳥海山修験の勢力がいかに拡大されていったかもわかるだろう。故に、いずれも獅子舞を中心とした信仰を保持することで、鳥海山大権現を奉ずる信仰と相俟つていたと思われる。一方で、獅子舞のうちでも獅子舞を単独に成り立たせて、いわゆる伊勢流神楽とは全く異なるのみせる十二段系の獅子舞は、鳥海山南麓酒田（現酒田市）から北麓の旧仁賀保町までといった日本海側にしかみられないのである。それでも、この獅子舞は鳥海山を奉じて舞われる祈禱舞の一種であることから、元は修験者が関与していたことを彷彿させる。舞を奉ずる信仰に、正月の御頭巡幸神事は今でも根強い信仰に支えられているのも修験信仰の伝統が内在するからであるに違いない。

鳥海山麓一帯はこのように、鳥海山を中心とする山岳信仰に育まれていったことはもちろんで、特に興味深いことは、番楽は鳥海山南麓（山形県側）四町以南にはみられないもので、ここで東西に一線をひくことができる。こ

れら芸能の存在自体からみる限りにおいて恐らくは鳥海派修験と羽黒派修験との境界線を意味するものであつたろう。それぞれの芸能から、势力的範囲として理解することもでき、それらは芸能の多様さからみ合せながら、鳥海山を中心とする一大勢力を位置づけていたとみられるのである。

本海流獅子舞番楽は秋田県側の鳥海山麓に伝承する修験系神楽である。秋田県・山形県に分布する番楽のうち、近世初期、寛永の頃（一六二四～四四）、鳥海信仰を奉じた衆徒（修験・山伏）でもあつた本海行人が伝授したとされる獅子舞番楽を、本海獅子舞番楽または本海流獅子舞番楽といい、由利本荘市やにかほ市一帯に伝承されている。本海番楽は現在の由利本荘市矢島町、同市鳥海町を本拠地として、次第に周辺各地に伝播していったといわれている。獅子舞は独自に田植え後の虫祭り（虫除祭）に獅子舞を演じながら集落内を巡行したり、盆獅子とって八月盆には各家々を門付けしながら演じるものがある。また、八月下旬頃から九月下旬頃にかけての作祭り（豊作祭）に仮設舞台や集落の会館などに番楽幕を張って上演される。このように本海流獅子舞番楽は五穀豊穡や悪疫除却などのためとして人びとに信じられてきた。

番楽といわれる山伏（修験）系神楽では、地域によって演目中に獅子舞をもたないものもあるが、本海流獅子舞番楽では獅子舞が大変重要な位置にあり、この番楽諸曲の前に獅子舞を必ず演じていることから、単に獅子舞ともいうが、本海の名をつけて本海（流）獅子舞ともいうのはその現れであつた。この獅子舞は、多くの伝承地では獅子を八幡様、すなわち八幡大菩薩の権現だと伝えていて、獅子頭そのものにも信仰を寄せている。本海流獅子舞では獅子舞を別格として必ず最初に演じ、その後には番楽諸曲を演じることから、この番楽は岩手県の山伏神楽、青森県の能舞と同様に、中世的な能風の情趣をもった演目を主体に構成されている。諸曲は式舞・神舞・武士舞・女舞・狂言舞に分けることができる。式舞は「先番楽」「鳥舞」「翁舞」「小弓」「三

「番叟」など儀式的な舞、神舞は「山神の舞」など神々に関連した舞、武士舞は「信夫」「曾我」「熊谷」など源平合戦などの物語に取材した舞、女舞は「橋引」「鐘巻」「蕨織」など女性を主人公とする舞、道化舞は古くはオカシ、ハンド舞などともいい、「餅搗き」「品ごき」などこの地域で「ソツツヨク」と呼ぶ道化が登場する舞である。本海流獅子舞番楽ではこれらの曲の文句を言^だ立とい^だい、それを記した詞章本を言立本といっているものである。

(齊藤壽胤)

第三節 鳥海山北麓の民俗と行事

(一) 鳥海山北麓の年中行事と正月行事と盆行事

鳥海山北麓は、日本海と鳥海山に面した地域であり、農林業や漁業、狩猟など、さまざまな生業を反映した独自の民俗行事が行われている。ここでは、はじめに正月と盆を中心といたつかの民俗行事を取り上げた後、この地域の民俗行事の特徴について述べたい。

正月行事は大きく元日を中心とした大正月と、旧暦一月十五日を中心とした小正月とに分けられるが、大正月は年神を迎えるために精進潔齋を行う時で、各家毎に儀礼が行われることが多く、豊作や集落の安全を祈願する行事は小正月に集中する。

にかほ市周辺では、小正月に家の門口に柳の木を立てる習慣がある。これを門柳という(写真1)。門柳にはタラの木で作ったゴギョウをつけ、門口に取りつけた。また、五穀豊穡を願っ



写真1 門柳

て、餅を小さく丸めて木の枝につけ、座敷に飾られるマユダマ行事が由利本荘市やかほ市で行われている。これを由利本荘市松ヶ崎地域では「メエダマ」や「柳の花」、象潟町では「メダマ」と呼ぶ。松ヶ崎ではドロヤナギの枝に餅をつけたものを「メエダマ」と言い、柳の枝に紙に米を包んだものをつけたものを「柳の花」と言った。象潟町ではメダマの他に、柳の枝に小型の鍬や鎌を作った「ナシ」と呼ばれるものを作り、メダマは年の暮れるまで、ナシは田植えの時期まで飾った²²⁾。

小正月には豊作祈願や子孫繁栄を願う行事が行われる。現在、一月第二日曜日に旧大内町岩谷麓で行われる「ワタワタ」は、子孫繁栄を願う行事である。若者達が「セアワラゲ棒」と呼ばれる二mあまりの棒を持って新婚宅を訪れ、白を起こして餅を搗く仕草をする。餅を搗く仕草をする時の掛け声から「ワタワタ」と呼ばれている²³⁾。

また、どんど焼きやサエノカミ祭りと呼ばれる、正月飾りを燃やす火祭りも小正月に行われる。にかほ市象潟町の上郷地区で行われるサエの神行事は、男の子の行事として行われており、一月十一日に集落でサイの神小屋を作り、十五日の朝に小屋を燃やす。サイの神小屋の燃えかすを囲炉裏に入れるとその家は火事にならないと言われる、この火で餅を焼いて食べると一年間風邪をひかないといわれたりした。子供達は十五日の朝から鳥追いと称して集落を三回まわる。以前は十四日に男の子達がサイの神小屋に籠もって夜籠もりをしたが、現在夜籠もりは行わない。この行事はサイの神小屋を燃やすだけでなく、三番鳥まで集落で鳥追いを行うこと、また鳥追いの時、前の年に集落に嫁いできた嫁を



写真2 鳥追い歌をうたいながら嫁つきへ

棒でつつき、子孫繁栄を願う「嫁つつき」や、就学前の女の子たちが集落をまわってお菓子などをもらう「シヨトメ参り」などの豊作祈願、年占の要素を含んだ行事が行われ、さまざまな小正月行事を複合した行事となっている(写真2)。

また、小正月に異形の姿をした来訪神が訪れる習俗が、旧岩城町や旧大内町、旧本荘市松ヶ崎(由利本荘市)、旧仁賀保町や金浦町、象潟町(にかほ市)の一部の地域で行われていた。由利本荘市の親川では、十五日の晩に鬼のような面をかぶったナモメハギが、「小豆寝だが寝だ がや 泣ぐ子 えだらけでけれ」と言いながら各家を訪れる^⑤。にかほ市象潟町石名坂でも十五日の夜にアマノハギを行っており、木の根の部分を彩色した独特の面を用いる(写真3)。来訪神習俗は県内でも能代市から男鹿半島、秋田市からにかほ市の沿岸部で主に行われているものの、地域によって呼び名が異なる。男鹿半島を中心とした地域ではナマハゲと呼ばれ、県内ではこの名称が広く普及している。由利本荘市域ではナマハゲもしくはヤマハゲ、にかほ市域ではアマハギ(アマノハギ・ナモミハギ)と呼ばれる。



写真4 初精霊馬



写真3 石名坂のアマノハギ

ない先祖の数だけ作ったという。にかほ市及び由利本荘市の一部の地域では、前の年に亡くなった新仏に対し、ガツギ馬を布などで着飾った精霊馬を供える(写真4)。

にかほ市象潟町大森ではこれらの馬を八月七日に玄閻に向けて飾り、十五日の晩に逆向きにするという。また、にかほ市象潟町の塩越地区では、新仏のいる家で、亡くなった人が迷わず家に戻ってくるように高灯籠を立てる習慣があった。これを、トリザオと言ひ、十三日から十六日までの夜に火を灯すことを三年間行^⑥。高灯籠を立てる習俗は「出羽国秋田領風俗問状答」にも記録があり、江戸時代から行われていたことが確認できるが^⑦、現在行われる地域は少なくなっている(写真5)。

また、小正月に行われるサイの神小屋のように、八月十五日の夜に盆棚に供えた供物と共に小屋を燃やす行事が、にかほ市象潟町元町地区で行われている。これも男子のみの行事で、以前は町内ごとに海岸に小屋を作り、十二日から十五日まで寝泊まりをした後に小屋を燃やしたというが、今は寝泊まりは行っていない。現在は男子だけでなく、園児や小学生が集まって、十二日の夜「じーた、ばんばーた、この火の明かりできとーね、きとーね」と歌い、海から先祖を迎える。十五日は「えとーね、えとーね」と歌い、先祖を送る。盆小屋は長く燃やされぬのが良いと言われ、子どもたちは、



写真6 盆小屋行事



写真5 トリザオ

他の小屋を早く燃やし、自分たちの小屋を守るといったような攻防があったという。盆小屋を作る地域は全国的にも少なくなっており、象潟町上郷のサエの神行事とも関連して今後検討していく必要があると思われる。(写真6)

(二) その他の行事

次に、正月と盆以外の、この地域特有の行事についてみていきたい。

にかほ市金浦町で行われる「掛魚祭り」は、地元の漁師たちが航海の安全や豊漁を願って行われる行事である。もとは旧暦十二月十五日の前夜に行われていたが、現在は立春の日の二月四日に行われるようになった。船主の家族や乗組員が二人一組で、鱈を竹の棒に吊るし、金浦山神社に奉納する。神社では獅子舞・浦安の舞・金浦神楽が奉納され、神事が終わった後には鱈汁がふるまわれる⁸⁾。漁師たちが毎年神社に大きな鱈を奉納するこの行事は、他の地域でもあまり見ることができないものである(写真7)。

かつては県内各地で行われていたものの、現在行われなくなった行事のひとつに、菖蒲叩きがある。ショウブは鋭い葉を持つことと、独特の香りがすることから、魔除けとして珍重された。また、「ショウブ」は尚武に通じることとして、端午の節句に用いられることが多い⁹⁾。現在、鳥海山北麓地域では、由利本荘市飯沢(旧由利町)とにかほ市金浦赤石とで菖蒲叩きが行われている。

飯沢地区では、旧暦の五月五日に子供たちの行事として菖蒲叩きが行われる。早朝にとってきた菖蒲と蓬を藁つとに包み、菖蒲叩きを使う棒のような道具を作る。夕方、子供たちが父兄に先導されて集落の下(西側)から順に各家をまわる。その時、家の玄関の前で「きよ



写真7 掛魚祭り

うは五月のゴロエジの菖蒲叩き。それひとつ、ふたつ、みつつ、おまけにもうひとつ」と唱えながら棒を地面に四回打ちつける。各家をまわったあと、菖蒲叩きに使った道具はそれぞれの自宅の屋根に投げあげておくという¹⁰⁾。

赤石地区では「菖蒲蓬」と言い、旧暦五月五日に行われていたが、現在は六月四日に行われる。菖蒲と蓬を稲わらに包んで太い縄のようなものを作り、子供達が赤石川の橋上で「ごんがごえ(五月五日)のしょうぶよもぎのぼっちゃばちゃ、鬼のまなくつぶえれ」と唱えながら、縄が切れるまで叩く。その後、その縄で5mほどの大蛇を作る。そして大蛇を巻き、円座のようにしたものの上に子供を乗せて胴上げをする¹¹⁾。子どもたちがその上に乗った後、円座は再びワラ大蛇に戻され、子供たちが「ゴンガゴイチ」と唱えながら、集落の中央にあるタブの木にワラ大蛇を掛けたという¹²⁾。

関連してワラ大蛇を祀る習俗は、旧東由利町の一部の地域にもある。集落の出入口にワラ大蛇を掛け、悪いものが入ってこないように願う行事で「シメナワブチ」と呼ばれている。由利本荘市葎沢では、この行事は以前小正月に行われていたが、現在は二月三日に近い日曜日に実施している。集落の境に立つ「じよ柱」と呼ばれる門に、集落の人が総出で作ったワラ大蛇を掛ける(写真8)¹³⁾。

由利本荘市土場沢と高屋では現在八月十七日か十八日のうち、集落の人の都合の良い日に行っており、実施日が葎沢と異なっている。土場沢では集落の出入口三方

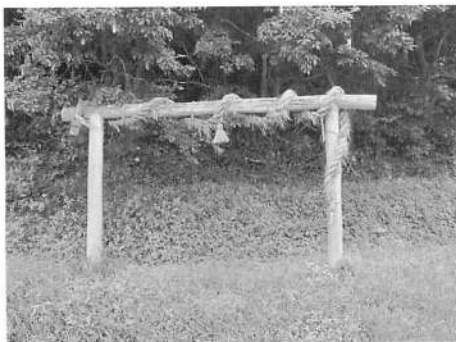


写真8 ワラ蛇大蛇(左)と鬼のシメ(右)

所にワラ大蛇を掛け、集落に悪疫が入らないことを祈願した¹⁴⁾。また、館合地区周辺で、オニの形をしたシメを集落の境に立てる習俗があり、ワラ大蛇と同じ役目を担っている。蛇は人々に水の恵みをもたらす農耕の神とも考えられており、道切りに大蛇やオニを使う習俗の広がりについて今後も注意深くみていきたい。

(三) 庄内地方との関わり

また、この地域の民俗や行事の特徴として、鳥海山麓、特に庄内地方との交流の中で行事が成立したことが指摘できる。

県内では、農作業の際に顔を覆うかぶりものが用いられた。顔を覆うことによつて、日除けや虫除け、汗をおさえるためで、特に由利本荘市やにかほ市周辺では「ハンコタナ」や「タナ」、「ハナガオ」などと呼ばれる、細長い帯状の布で顔を覆う習俗がある。ハンコタナは主に女性がつけるもので、多くは黒木綿で作られる。まず手拭いで頬被りした上に、幅8cm、長さ一五〇cmくらいのハチマキのような布で、目以外の顔全体を覆う。このハンコタナは県内では、山形県庄内地方に近い鳥海山麓の農家で用いられている¹⁵⁾ (写真9)。



写真9 ハンコタナをつけた女性
(写真提供 日浅治枝子氏)

信仰の面でも庄内地方との関連がみられる。にかほ市象潟町小砂川や上荒屋の漁師宅では、山形県鶴岡市にある善宝寺へ行き、船の安全を祈願するという。善宝寺は海の守護神として全国的に知られており、象潟町上荒屋では龍神講という講を組み、時化の続く十月頃に善宝寺に詣でてお札をいただきたいという。

また、鮭を千本捕ると一人の命に値するとされ、角柱塔場を建てる鮭千本供養が、にかほ市象潟町川袋で行われていた。鮭を千匹捕ると供養するという風習は、山形県庄内地方や新潟県北部で行われている。象潟町川袋は、鮭の遡上する場として鮭漁が盛んであり、以前は川沿いに角柱塔婆が多く建てられていた。しかしながら、二〇〇五年に川袋鮭漁業生産組合によつて「鮭供養碑」の石碑が建てられたため、現在角柱塔婆は建てられていない¹⁶⁾ (写真10)。

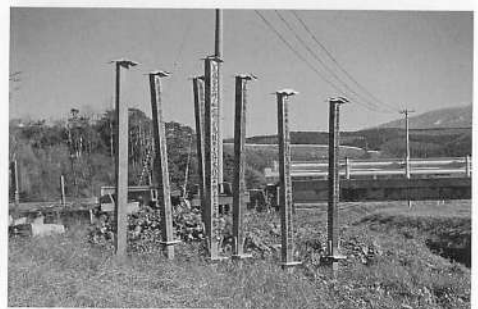


写真10 鮭千本供養塔

女性の信仰の中にも、庄内地方とのつながりが見られる。由利本荘市域では、カサブク(傘鉾)とよばれるつるし飾りが神社に奉納されていることがある。カサブクとは、集落の女性達が、安産や子供の成長を願つて、布で三角や花などさまざまな飾りものを作り、大きな傘にいくつも吊り下げる奉納物のことをいう。傘鉾は福島県や静岡県、山形県酒田市でも行われており、酒田市の傘鉾と関係が深いと思われる¹⁷⁾ (写真11)。また、旧矢島町の旧家では、雛祭りの飾りとして、柳の枝に布の飾り物をつけたものを下げる習慣もあり、特に女の子の成長を願つて作られたものであると推測される。

また、東北地方を代表する人形芝居のひとつに、猿倉人形がある。いわゆる猿倉系といわれる人形芝居は、鳥海山麓の秋田県側と山形県側に多く広まっているという¹⁸⁾。

猿倉人形芝居は旧鳥海町百宅出身である池田与八が明治時代中頃からはじめた人形芝居で、頭を人差し指と中指

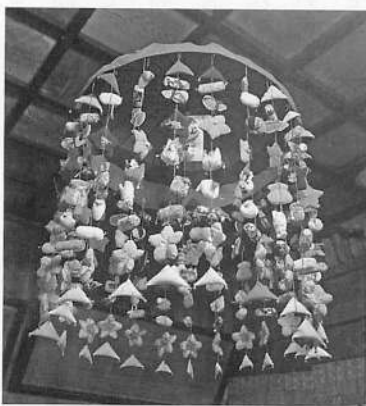


写真11 傘鉾(由利本荘市新屋敷)

ではさんで操作する一人遣いが特徴である。指で頭をはさむハサミ式は、一人で二体の人形を操ることができる上、首のすげかえも簡単で、次々に人形の頭を変化することができる利点がある⁽¹⁹⁾。池田与八の弟子達が、秋田県内や山形県などで活躍し、人形興行を行ったことから、猿倉系人形芝居は鳥海山麓で発展していったと伝えられる。

(四) 鳥海山信仰と人々のくらし

このように、この地域の民俗や行事は、庄内地方と共通するものがあることがいえる。にかほ市象潟町小砂川では、庄内地方から嫁をもらうことが多かったとい⁽²⁰⁾、人の交流や北前船などでの物資のやりとりなどが、民俗や行事にも何らかの影響を与えたと考えられる。また、庄内地方が鳥海山の山すそに広がる地域であることから、鳥海山麓地域の民俗や行事の関連としても考えることができる。

鳥海山は「霊峰」と言われ、古くから修験者の修行の場として知られていた。鳥海山の登山口や周辺地域には、鳥海山と関わりの深い神社があり、主に春と秋に祭礼が行われている。

小滝金峰神社(旧象潟町)で行われる「小滝のチョウクライロ舞」は、慈覚大師が悪鬼を退治するために舞ったもので、毎年五月最終土曜日(以前は旧暦三月十七日)に境内の閻浮堤(土舞台・チョウクライロ山)で、十二段御宝頭の舞と延年チョウクライロ舞が神社に奉納される。

鳥海山の登山口にある木境大物忌神社(旧矢島町)では、毎年七月八日に「虫祭り」が行われ、「虫封じの札」を舟に乗せて川に流し、書虫や疫病除けの祈願をおこなう。この時に各家に配られるお札を田の水口に立てておくと、稲に虫がつかないと言われている。

森子大物忌神社(旧由利町)では四月第三土曜日(以前は旧暦四月八日)に祭礼が行われている。神輿が神社に還御する際、大声をあげながら神

輿を担いで階段を駆け上がる勇壮な祭りとして知られるが、祭りの直会で山廻し役(神輿渡御の差配役)が「ただいま三合目です」「七合目で経ちます」などのかけ声をかける。これは鳥海山の高さを意味したり、酒肴の量を示す言葉とされる。森子大物忌神社は鳥海山の遙拝所であるとともに、以前はここから鳥海山の山頂を目指す登山が盛んであったとい⁽²¹⁾。

鳥海山は信仰の対象であったとともに、農作業の時期や漁期を知らせる大切な目安でもあった。毎年、鳥海山の残雪がほおかぶりした人の姿のように見える雪形があらわれると、苗代作りをする時期といわれた。象潟町本郷ではこの雪形を「種蒔き小僧」、「種蒔きジッコ」と呼び親しんできたとい⁽²²⁾。また、残雪が帆を掛けた舟のようにみえる時は「五月船」と言って、農家では田植えをする時期とされ、漁師にはクチボソガレイの漁期であるとされた。秋になり、山の中腹にあるブナ林が黄色く色づく⁽²³⁾と、人々は粟畑に見立てて、翌年の粟の豊凶を占ったとい⁽²⁴⁾。鳥海山は度重なる噴火により、地域に甚大な被害をもたらす恐ろしい山である反面、山の伏流水が田畑を潤し、土地を豊かにしてくれる山でもあり、人々の暮らしの中になくなくてはならない存在であったのである。

(五) くらしに息づく番楽

寺社の祭りだけでなく、修験者が伝えた芸能や行事が、鳥海山麓の集落に広く伝播している。この地域では、小正月や盆に「悪魔祓い」と称して集落内を獅子頭が巡行する獅子回しや、火事にならないよう新築の家の中心となる柱に獅子がからむ「柱がらみ」などの行事が行われている。また、番楽を継承する集落もあり、集落にある神社の祭礼で番楽が披露されるほか、集落で行われる行事の中に、番楽面などが使われることがある。

にかほ市象潟の小滝で行われるアマノハギには、小滝番楽で使用されている大江山と田村の面をかぶり、番楽舞の衣装を身につける。この時に用いら

れる番楽面はアマノハギの当番宿に安置されており、御神酒と小正月の祝い膳をお供えし、拜礼をしてから被るといふ⁽²³⁾。

また、旧鳥海町では、旧暦七月七日（現在は八月七日）から盆の準備に入り、ガツギ馬を作ったり、墓掃除をして盆棚を作るなど先祖を迎える準備を行う。番楽を行う地域では、この日に獅子幕や番楽の衣装を洗ったといふ⁽²⁴⁾。

このように、この地域は鳥海山麓独自の民俗を形成していることが分かる。特に各集落に伝わった獅子舞番楽行事は、民俗芸能という面からだけでなく、集落の民俗行事にも何らかの影響を与えていると思われる。各集落の獅子舞や番楽の詳細については、次章以降をまちたい。

(註)

(1) 『松ヶ崎の民俗』本荘市史民俗調査報告書第四集、本荘市、一九九三年、159頁。

(2) 『象潟町史 通史編上』象潟町、二〇〇二年、894頁。

(3) 『秋田の祭り・行事改訂版』秋田県教育委員会編、二〇一四年、15頁。

(4) 『サエの神行事』秋田県文化財調査報告書二二八集、秋田県教育委員会、一九九三年、49頁。

(5) 『本荘市史 文化・民俗編』本荘市、二〇〇〇年、639頁。

(6) 註(2) 896頁。

(7) 谷川健一編『出羽國秋田領風俗問状答』『日本庶民生活史料集成 第九巻 風俗』一九六九年、501頁。

(8) 註(3) 24頁・『金浦町史 上巻』金浦町、一九九〇年、606頁。

(9) 福田アジオ・新谷尚紀・湯川洋司・神田より子・中込睦子・渡辺欣雄編『日本民俗大辞典 下』吉川弘文館、二〇〇〇年、71頁。

(10) 『由利の民俗 下巻』由利町教育委員会、二〇〇〇年、537頁。

(11) 註(3) 416頁。

(12) 嶋田忠一「赤石のワラ大蛇」『伝承と文化』第十六号、一九九二年、81頁。

(13) 嶋田忠一「東由利種沢のシメナワプチ探訪」『伝承と文化』第十二号、一九九二年、63頁・秋田県記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財「東由利のしめ張り」説明文より

(14) 嶋田忠一「メ縄打ち〜シメナワプチ〜」『伝承と文化』第七号、一九九一年、35頁。

(15) 日浅治枝子「農民被服“のらぎ”の性能に関する研究Ⅲ 秋田県の農村婦人のかぶりものについての一考察」『秋田県立農業短期大学研究報告』第八号、一九八二年、115頁。

(16) 註(2) 935頁。

(17) 山崎祐子編『雛の吊るし飾り』三弥井書店、二〇〇六年、20頁。

(18) 加納克己監修・調査 湯見英明調査『東北地方一人遣い人形芝居調査報告書―猿倉人形を中心に―』二〇〇九年、34頁。

(19) 註(18) 31頁。

(20) 註(2) 912頁。

(21) 『史跡鳥海山保存管理計画書(秋田県版)』秋田県由利本荘市教育委員会 秋田県にかほ市教育委員会、二〇一二年、281頁。

(22) 註(2) 855頁。

(23) 註(2) 900頁。

(24) 『鳥海町史』鳥海町、一九八五年、1630頁。

(丸谷仁美)